栄 区 連 会 配 布 資 料（ 5月 ）　　資料No. 1

栄 警 察 署

1　栄区内の刑法犯認知件数(暫定値)

	令和4年			令和3年 4月末累計	対前年比(件)
	4月件数	先月末累計	4月末累計		
全認知件数	59	77	136	122	14
凶悪犯	0	1	1	2	−1
粗暴犯	3	2	5	4	1
窃盗犯	51	47	98	82	16
侵入盗犯	11	2	13	22	−9
空き巣	0	0	0	4	−4
その他	11	2	13	18	−5
乗り物盗	5	15	20	12	8
自転車	4	13	17	8	9
オートバイ	1	2	3	3	0
自動車	0	0	0	1	−1
非侵入窃盗	35	30	65	48	17
ひったくり	2	0	2	0	2
部品ねらい	3	5	8	6	2
車上ねらい	1	4	5	11	−6
自動販売機ねらい	0	0	0	2	−2
その他	29	21	50	29	21
知能犯	2	12	14	11	3
詐欺	2	12	14	6	8
その他	0	0	0	5	−5
風俗犯	1	1	2	4	−2
その他の刑法犯	2	14	16	19	−3
占有離脱物横領	0	0	0	1	−1

※　参考事項

○　凶悪犯　～　殺人、強盗、放火など
○　粗暴犯　～　暴行、傷害、恐喝、脅迫など
○　窃盗犯
　・　侵入盗　～　空き巣、忍び込み、事務所荒し、金庫破り、出店荒しなど
　・　乗物盗　～　自動車、オートバイ、自転車
　・　非侵入盗　～　ひったくり、すり、置き引き、万引きなど
○　知能犯　～　詐欺、横領、通貨偽造など
○　風俗犯　～　強制わいせつ、賭博、わいせつ物頒布など
○　その他の刑法犯　～　占有離脱物横領、住居侵入など

県内の刑法犯認知件数	令和4年4月末現在(暫定値)　10,005件(前年比　−799件、−7.4%)

2　刑法犯検挙状況(4月末現在)

	検挙件数	検挙人員	検挙率(%)
刑法犯全体	178	19	76.4%
窃盗犯	165	8	59.3%

3　人身交通事故発生状況(4月末現在)

	件数	対前年比	高齢者関係事故	二輪車関係事故
発生	61	−6件	26件	17件
死者	0	±0	0	0
負傷者	84	＋9人	16人	18人

4　特殊詐欺の認知状況

令和4年4月末の県内の認知(暫定値)

	認知件数	被害金額(約)
	506	8億9,418万円
オレオレ詐欺	224	5億8,414万円
預貯金詐欺	66	4,807万円
架空料金請求詐欺	19	3,493万円
融資保証金詐欺	2	180万円
還付金詐欺	117	1億5,931万円
その他の手口	1	10万円
キャッシュカード詐欺盗	77	6,583万円

令和4年4月末までの栄区内の認知(暫定値)

	認知件数	被害金額(約)
特殊詐欺総数	13	1,860万円
オレオレ詐欺	8	1,153万円
預貯金詐欺	4	508万円
架空料金請求詐欺	0	0
融資保証金詐欺	0	0
還付金詐欺	1	199万円
その他の手口	0	0
キャッシュカード詐欺盗	0	0

5　警察からのお知らせ

(1)　高齢者が関係する交通事故が多発しています。
4月末現在高齢者が関係する交通事故は全体の42.6%と非常に高くなっています。
高齢者の横断中の事故が多いので、反射材の着用と横断歩道の横断をお願いします。
また、運転免許自主返納制度もありますので、少しでも運転に不安を覚えたら運転免許の自主返納を検討して下さい。
二輪車事故も全体の27.9%と高い割合です。
被害軽減対策のためプロテクターの着用を検討して下さい。
☆　横断歩道は歩行者優先　ルールを守った正しい横断、反射材の着用が交通事故防止の第1歩です。
☆　7歳の児童が交通事故に遭う件数がとても高くなっています。
新入学児童も登下校に慣れてくる時期です。子供を見かけたら「まず減速」を心がけてください。

(2)　栄警察署における街頭活動の強化期間【5月1日(日)～5月31日(火)】
期間中は、制服を着た警察官が昼夜問わず、パトロールや職務質問を行う街頭活動をより一層強化してまいります。
犯罪の未然防止や検挙に向け、警察官が皆様に対して声を掛けさせて頂く場合がありますので、ご協力をお願い致します。

※ 町内別の街頭犯罪等認知件数(暫定値、4月末)

交番名	町名	凶悪犯	空き巣	ひったくり	自動車盗	オートバイ盗	自転車盗	車上ねらい	特殊詐欺	その他	合計
本郷台駅前	桂町						2		1	3	6
	小菅ヶ谷町										0
	小菅ヶ谷 1丁目						3		1	8	12
	小菅ヶ谷 2丁目										0
	小菅ヶ谷 3丁目									1	1
	小菅ヶ谷 4丁目										0
	小山台 1丁目					1					1
	小山台 2丁目										0
上郷	犬山町									2	2
	尾月									3	3
	上之町									1	1
	亀井町										0
	桂台東								1	1	2
	桂台西 1丁目										0
	桂台西 2丁目										0
	桂台南 1丁目									1	1
	桂台南 2丁目									2	2
	桂台北										0
	桂台中									2	2
	公田町								3	5	8
笠間	笠間町										0
	笠間1丁目						2	1		2	5
	笠間2丁目						2			6	8
	笠間3丁目	1					1		1	4	7
	笠間4丁目						1		1		2
	笠間5丁目			1			1		1	4	7
田谷	田谷町	1						2		2	5
	金井町						1			1	2
	長尾台町			1		1				1	3

別添資料1

交番名	町名	凶悪犯	空き巣	ひったくり	自動車盗	オートバイ盗	自転車盗	車上ねらい	特殊詐欺	その他	合計
元大橋	元大橋 1丁目										0
	元大橋 2丁目									1	1
	中野町										0
	若竹町									1	1
	柏陽										0
	鍛冶ヶ谷 1丁目									2	2
	鍛冶ヶ谷 2丁目					1				1	2
	鍛冶ヶ谷町										0
元大橋・庄戸	上郷町						2			4	6
上郷・庄戸	野七里 1丁目								1	4	5
庄戸	野七里 2丁目										0
	庄戸 1丁目										0
	庄戸 2丁目										0
	庄戸 3丁目										0
	庄戸 4丁目									1	1
	庄戸 5丁目										0
	東上郷町										0
	長倉町									1	1
豊田	本郷台 1丁目										0
	本郷台 2丁目										0
	本郷台 3丁目										0
	本郷台 4丁目							1			1
	本郷台 5丁目							1			1
	飯島町						1		3	18	22
	長沼町						1			12	13
合計		2	0	2	0	3	17	5	13	94	136

資料No. 2

栄区内の火災・救急状況について

区連会5月定例会議資料
令和4年5月20日
栄　消　防　署

火災情報

令和４年４月30日現在

栄　区　内

火災発生状況

年別		令和４年 4月	令和４年 累計	令和３年	増△減
件数		3	10	6	4
火災種別	建物	1	7	6	1
	林野	0	0	0	0
	車両	0	1	0	1
	船舶	0	0	0	0
	航空機	0	0	0	0
	その他	2	2	0	2
損害	焼損床面積	0	65	211	△ 146
	死者	0	0	0	0
	焼死等	0	0	0	0
	放火自殺	0	0	0	0
	負傷者	0	3	3	0

横　浜　市　内

火災発生状況

年別		令和４年	令和３年	増△減
件数		251	292	△ 41
火災種別	建物	170	189	△ 19
	林野	0	0	0
	車両	23	18	5
	船舶	0	2	△ 2
	航空機	0	0	0
	その他	58	83	△ 25
損害	焼損床面積	2,436	5,934	△ 3,498
	死者	8	11	△ 3
	焼死等	7	11	△ 4
	放火自殺	1	0	1
	負傷者	46	47	△ 1

主な出火原因

	種別	令和４年	令和３年	増△減
1	電気機器	2	0	2
2	放火（疑い含む）	2	2	0
3	溶接機・切断機	1	0	1
4	排気管	1	0	1
5	たばこ	1	0	1

主な出火原因

	種別	令和４年	令和３年	増△減
1	たばこ	42	49	△ 7
2	放火(疑い含む)	38	60	△ 22
3	こんろ	26	28	△ 2
4	電気機器	23	17	6
5	ストーブ	18	17	1

※本年数値は速報のため変更する場合があります。

栄区連合町内会別火災発生状況

豊田地区	1	本郷第三地区	0
笠間地区	1	上郷西地区	0
小菅ケ谷地区	1	上郷東地区	1
本郷中央地区	6	連合未加入	0
		合計	10

【４月中の火災】

１日　建物火災　桂町　住宅の居室において、造り付け仏間の天井及び壁面を各若干焼損した他、仏壇等焼損

13日　その他の火災　上郷町　いたち川左岸の雑草若干焼損

14日　その他の火災　小菅ケ谷一丁目　共同住宅敷地内の側溝において、紙屑若干焼損

救急情報

令和４年４月30日現在

栄　区　内 救急状況	令和４年		令和３年	増△減
年　別	４月	累計		
件　数	579	2,419	1,944	475
急　病	420	1,760	1,374	386
交通事故	18	77	72	5
一般負傷	115	475	407	68
その他	26	107	91	16

横　浜　市　内 救急状況	令和４年	令和３年	増△減
年　別			
件　数	75,761	62,158	13,603
急　病	53,228	42,223	11,005
交通事故	2,737	2,769	△ 32
一般負傷	13,863	11,545	2,318
その他	5,933	5,621	312

※ 本年数値は速報のため、変更する場合があります。

～火災統計データから見た火災予防情報～

確かめて👀！その使い方大丈夫？

10年間（平成24年から令和3年）の火災統計から高齢者（65歳以上）による、「使用方法の不良」を原因とした火災が、全体の約半数、平均で**48.4%**となっています。

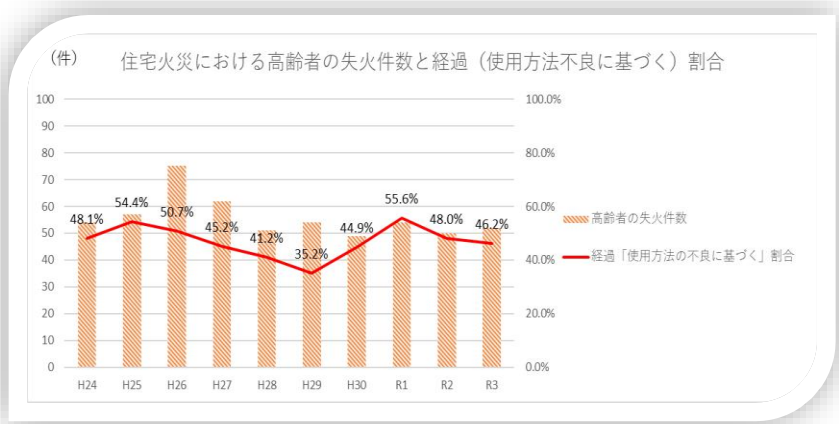

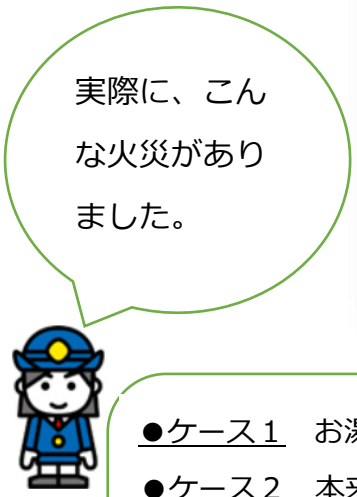

●ケース１　お湯を沸かそうとガステーブル上に卓上ポットを乗せ、点火し出火

●ケース２　本来操作しようとしていたスイッチではないコンロのスイッチを操作してしまい、そのことに気づかずその場を離れたため、コンロの周辺の可燃物に着火し出火

●ケース３　何らかの思い違いにより、ガステーブル上に電気炊飯器を乗せて着火し出火

お問合せ先　栄消防署総務・予防課 予防係　　☎／FAX　８９２－０１１９

必ず折り線に沿って
折り込みをして下さい。

↓折り線①

2 3 1 8 7 9 0
0 3 3

料金受取人払郵便
横浜南局承認
8187
差出有効期間
2023年３月31日まで
（切手不要）

横浜市中区長者町五丁目49番地の1
ラフィーヌ長者町202
特定非営利活動法人
横浜市まちづくりセンター　行

↑折り線③

↓折り線④

↑折り線②

最後にセロテープでここをしっかり止めてください。

先着300件!

＼＼ 横浜市からのお知らせ ／／

OPEN YOKOHAMA

家具転倒防止器具の取付けを代行します！

申込期間 令和４年５月１日～７月31日（第１次）

～横浜市家具転倒防止対策助成事業（令和４年度）～

横浜市では、家具転倒防止対策の取組を支援するため転倒防止器具の取付けを無料代行します。

（器具代は申請者のご負担となります。）

対象

同居者全員が、下記の①～⑥のいずれかであること

① 65歳以上
② 身体障害者手帳の交付を受けている
③ 愛の手帳（療育手帳）の交付を受けている
④ 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている
⑤ 介護保険法による要介護、又は要支援の認定を受けている
⑥ 中学生以下

※「中学を卒業した方」から「64歳以下の方」がいる世帯については②～⑤に該当しない限り、制度対象となりません。

注意事項等

- ●事前調査及び取り付け作業はNPO法人横浜市まちづくりセンターが実施します。
- ●取付員は作業に必要な器材を持参するため、車で訪問します。
- ●調査・作業時は、申請者の立会いをお願いします。
- ●初回訪問時に対象世帯であることを書類で確認するため、生年月日が分かる書類・障害者手帳・介護保険証等をご用意ください。（写しの提出は不要です）
- ●取付代行できる家具は２つまでとします。
- ●器具はご自身で用意していただく他、NPO法人横浜市まちづくりセンターから購入もできます。
- ※ご自身でご用意いただいた転倒防止器具は取り付けできないことがありますので、事前に確認の上、ご用意ください。
- ●過去にこの事業を利用して取り付けされた方は、再度お申し込みできません。

相談窓口（横浜市が下記の事業者に運営を委託しています）

NPO法人横浜市まちづくりセンター　●受付時間：平日10時～16時

電話　045-262-0667　　FAX　045-315-4099

申込方法

郵送

本紙付属の申請書を記入し、郵送で申し込みます。

※記入漏れがないか必ず確認してください。

※記入を終えたら、チラシから切り取り申請書裏面の折り線に沿って封筒の形に折ります。

最後にセロテープでしっかり止めて、郵便ポストへ投函してください。

電子申請

横浜市ホームページを検索、または下記のQRコードから申込フォームにアクセスし、必要事項を入力します。

横浜市　家具転倒防止対策　検索

●電子申請QRコード

申請書が追加で必要な場合

NPO法人横浜市まちづくりセンター TEL:045-262-0667 へお電話ください。

申請書を送付します。内容を記入の上、ご返送ください。

●受付時間 ： 平日10時～16時

取付けまでの流れ ※お申込みから取付までお時間がかかる場合があります。

申込

① 本紙付属の申請書を郵送、または ② 電子申請にてお申込みください。

利用可否決定

▽ 申込内容をもとに、横浜市が利用可否を決定します。
▽ 利用決定後、「利用決定通知書」を郵送でお届けします。
▽ 対象世帯でない場合は「利用却下通知書」が届きます。

訪問日の日程調整

▽ 「利用決定通知書」が届いた後、NPO法人横浜市まちづくりセンターの担当取付員から調査訪問日の日程調整のお電話をいたします。

調査訪問

▽ 訪問した担当取付員が対象世帯であることを確認します。
▽ 家屋状態を確認し、ご相談の上、取付家具と転倒防止器具を決めます。
▽ 器具購入のご相談も承ります。

取付訪問

▽ 決めた家具に転倒防止器具を取り付けします。
▽ 器具購入を依頼された場合は、器具代金をお支払ください。

横浜市総務局危機管理室地域防災課　●電話:671-3456　●Fax:641-1677(R4年4月発行)

切り取り線

第１号様式の２（第４条）　　（整理番号）＿＿＿＿＿

＿＿年＿＿月＿＿日

家具転倒防止器具取付申請書

（申請先）横浜市長

横浜市家具転倒防止対策助成事業について、下記の同意事項に同意し、家具転倒防止器具の取付けを申請します。

フリガナ	
申請者	
世帯人数	人（下記①～⑥のうち、該当する項目全てに〇をつけてください） （同居者全員が、①65 歳以上、②身体障害者手帳等の交付を受けている、③愛の手帳（療育手帳）の交付を受けている、④精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている、⑤介護保険法による要介護・要支援者の認定を受けている、⑥中学生以下のいずれかに該当しています。）
住所	〒 横浜市
電話番号	
家屋状況	持家　・　借家　　（どちらかに〇をつけてください）

同意事項　（注意事項）

●事前調査及び取付作業の際は、立会いをお願いします。（後日、電話で日時調整します。）
●事前調査時に、事業対象者の確認を行います。生年月日が分かる書類、障害者手帳、介護保険証等をご用意ください。
●ご自身でご用意いただいた転倒防止器具は取付できないことがあります。
●取付代行できる家具は２つまでとします。

【同意事項】
●　①取付後の家具や家屋に関する損害賠償、②取付後に発生した地震等の災害で家具等が転倒し負傷又は死亡した場合において、市、取付事業者及び当該住宅等の所有者に対する損害賠償を請求しません。
●　取付後の家具等の移動及び転倒防止器具の取外しは、自己の責任で行います。

資料No.4

市連会５月定例会説明資料
令和４年５月１２日
総務局地域防災課

令和４年　防災・減災推進研修＜基礎編＞のご案内

地域の防災活動を進めるうえで日頃の疑問や分からないことの解消に参考となる知識を学んでいただく研修です。コロナ対策を実施したうえで開催します。積極的な受講をよろしくお願いいたします。

１　研修対象者

「町の防災組織」のメンバーの方（研修の成果を「町の防災組織」の活動につなげていただくため、お手数ですが、代表者の方からご推薦をお願いします。）

※各組織から２名まで推薦可能です。
※家庭防災員や防災ライセンス講習会を、受講された方も推薦可能です。
※推薦は任意です。

【受講者の声】
こちらの研修を受けて防災に興味をもち、今では防災マニアになりました。

２　研修内容（集合）

（１）「防災・減災推進研修＜基礎編＞」研修カリキュラム

13:00 ～ 14:15	【講義】 **「町の防災組織について知ろう」** **「横浜市の防災対策について知ろう」**	○「町の防災組織」の役割や地域との連携について学びます。 ○市の防災対策や自助・共助について学びます。
14:25 ～ 17:00	【グループワーク】 **「地域の特性を踏まえた事前の備えを考えよう」** **「『横浜市避難ナビ』の使い方を知ろう」**	○発災後、経過時間ごとに、地域で何をすべきか等、議論します。 ○お手持ちのスマートフォンやタブレットで「横浜市避難ナビ」の活用方法を学びます。 可能な限りご自宅などで事前にインストールをお願いいたします。

※開催日時によって一部カリキュラムの順番が異なります。

（２）開催日時

【時間】13:00～17：00

日程	場所	定員
６月27日（月）	横浜市民防災センター（横浜駅）	50名
６月28日（火）	横浜市民防災センター（横浜駅）	50名
６月29日（水）	横浜市民防災センター（横浜駅）	50名
６月30日（木）	横浜市民防災センター（横浜駅）	50名
7月2日（土）	栄区役所（本郷台駅）	40名
7月9日（土）	旭区役所（鶴ケ峰駅）	40名
7月23日（土）	金沢区役所（金沢文庫駅）	40名
7月30日（土）	青葉区役所（市が尾駅）	40名
8月4日（木）	中区役所（関内駅）	50名

３　申し込み方法

「防災・減災推進研修＜基礎編＞」推薦書に、必要事項をご記入のうえ、郵送、ＦＡＸまたは電子メールにて、６月１０日（金）まで（必着）に、以下の宛先にお申し込みください。

申し込みの受付や受講者決定通知の送付等は、株式会社ミントスに委託しています。

●「防災・減災推進研修＜基礎編＞」推薦書（別紙１）

【宛先】株式会社ミントス
〇郵送：〒231-0014　横浜市中区常盤町１-２-１　9F-D
〇ＦＡＸ：０４５-２２８-８５１０
〇電子メール：seminar.annai2021@gmail.com

４　受講者の決定

６月下旬ごろに、受講決定の通知を、受講者あてにお送りいたします。

※希望者が、定員を超えた場合、「各区の受講者数のバランスや過年度の受講状況」などを考慮し、受講者を決定させていただきますのでご了承願います。

５　新型コロナウイルス感染症への対策について　　※詳細なコロナ対策は別添のとおり

研修の実施にあたっては、研修施設の消毒、換気、受講者の間隔を確保して実施します。

また、受講者につきましては、マスクの着用、受付での消毒、検温にご協力をお願いします。

なお、受講日に緊急事態宣言が発出されている場合には中止とします。

６　自宅学習編

新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえ、自宅学習用の動画をすべて閲覧したうえで、「修了証発行申請書」をご提出していただいた場合には、「防災・減災推進研修＜基礎編＞」を受講したものとします。

修了証発行を希望される場合には「修了証発行申請書」（別紙２）を総務局地域防災課まで送付ください。

申請書受付期間：令和４年６月１０日（金）から令和５年３月２０日（月）まで

７　お問い合わせ

研修の申し込み方法等について　（申し込みの受付業務を以下に委託しています）

担当　株式会社ミントス
電話：０４５-２２８-８０８０

研修の内容や自宅学習編の申し込み方法等について

担当　横浜市総務局地域防災課　（長谷川、橋本）
電話：０４５-６７１-３４５６

８　その他

※当日午前８時の時点で「警報」または「特別警報」が横浜市域に発令されている場合は中止とします。

また、それ以外の場合でも悪天候等の理由により中止することがあります。当日中止と判断した場合には当日午前８時以降に横浜市ホームページにてご案内いたします。

パソコン・スマートフォン等をお持ちでない方は、横浜市コールセンターまで御連絡下さい。

研修に関するホームページはこちら　横浜市　防災・減災推進研修　検索

＜横浜市コールセンター＞ ０４５-６６４-２５２５（平日・土日祝日いずれも 8：00～21：00）

別紙１

年　　月　　日

株式会社ミントス　　行

自治会・町内会等団体名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
代表者名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
住　　所＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
電　　話＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

「防災・減災推進研修＜基礎編＞」推薦書

令和４年の「防災・減災推進研修＜基礎編＞」受講者として、次の方を推薦します。

氏名（しめい）	住所	電話番号
	〒	
	〒	

・各組織から２名まで推薦することができます。
・氏名は楷書で、ふりがなを付け、住所は棟室番号までご記入ください。
・6月10日（金）まで（必着）にご送付ください。
・研修時間はいずれも13：00～17：00です。

【受講希望日】受講可能日（太枠）に〇をつけてください。

※日程調整の都合上、できる限り多くの日程に〇のご記入をお願いします。

実施日	【第１回】6月27日（月）	【第２回】6月28日（火）	【第３回】6月29日（水）	【第４回】6月30日（木）
場所	横浜市民防災センター	横浜市民防災センター	横浜市民防災センター	横浜市民防災センター
受講可能日				
実施日	【第５回】7月2日（土）	【第６回】7月9日（土）	【第７回】7月23日（土）	【第８回】7月30日（土）
場所	栄区役所	旭区役所	金沢区役所	青葉区役所
受講可能日				
実施日	【第９回】8月4日（木）	－	－	－
場所	中区役所	－	－	－
受講可能日		－	－	－

（お住まいの地域の類型）あてはまる類型に〇をしてください。

	① 戸建て中心
	② マンション等の集合住宅中心
	③ 戸建てと集合住宅が半々混在

※グループワークの際に、グループ分けするために使用させていただきます。

研修の申込みにあたり収集する氏名、電話番号、住所の個人情報は「横浜市個人情報の保護に関する条例」の規定に従い、適正に管理し、決定通知の送付、研修の中止等、事務局から連絡の必要が生じた場合にのみ利用します。

【宛先】株式会社ミントス
〇郵送：〒２３１-００１４　横浜市中区常盤町１-２-１　9F-D
〇ＦＡＸ：０４５-２２８-８５１０　〇電子メール：seminar.annai2021@gmail.com

別紙２

令和　　年　　月　　日

総務局地域防災課　行

自治会・町内会等団体名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

代表者名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

住　　所＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

電　　話＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

「防災・減災推進研修＜基礎編＞」修了証発行申請書

次の方は指定された防災動画を閲覧しました。「防災・減災推進研修＜基礎編＞」の修了証の発行を申請します。

氏名（しめい）	住所	電話番号
	〒	

動画名（収録時間）	閲覧完了
防災よこはま（約24分）	
新型コロナウイルス感染症を踏まえた災害時の避難（約５分）	
風水害への備え：マイ・タイムラインの作成（約17分）	
地震への備え：家具転倒防止・感震ブレーカー（約８分）	
町の防災組織の取り組み（約17分）	
マンションの防災対策について（約14分）	

閲覧した動画にチェック（✔）

※すべての動画を閲覧していただくことが修了証発行の条件となります。
※それぞれの動画について、閲覧完了欄にチェックをお願いします。
※組織内で取りまとめてご提出される場合は、本紙の氏名欄に「裏面のとおり」と記載し、裏面に希望者全員分の「氏名」・「住所」・「電話番号」をご記入のうえご提出ください。

【動画の案内】防災学習コンテンツ内の動画より閲覧をお願いします。

ウェブサイトURL　https://cgi.city.yokohama.lg.jp/somu/chiikibousai

横浜市　防災学習コンテンツ　検索

二次元コード

【備考】

修了証発行の申込みにあたり収集する氏名、住所、電話番号の個人情報は「横浜市個人情報の保護に関する条例」の規定に従い、適正に管理し、修了証の送付や研修のご案内等、事務局から連絡の必要が生じた場合にのみ利用します。

修了証には、【防災よこはま】及び【ヨコハマの「減災」アイデア集】等、地域防災活動を推進していただくうえで、参考となる資料を同封する予定です。また、申請書提出から修了証発行までに、数週間から数か月程度お時間をいただく場合がございます。あらかじめご了承ください。

申請書送付先・問い合わせ先
※申請書はメール、FAX、郵送いずれかで送付してください。
総務局地域防災課（長谷川・橋本）
TEL：045-671-3456　FAX：045-641-1677
メール：so-gensai@city.yokohama.jp
住所：〒231-0005　横浜市中区本町６丁目50番地の10　10階

取りまとめ用紙

氏名	住所	電話番号
	〒	
	〒	
	〒	
	〒	
	〒	
	〒	
	〒	
	〒	
	〒	
	〒	
	〒	
	〒	
	〒	
	〒	
	〒	
	〒	
	〒	

別添

研修開催時の新型コロナウイルス感染症への対策について

研修の開催にあたり、感染対策を行ったうえで実施します。ご理解とご協力のほど、よろしくお願いします。

１　基本的な感染対策の実施

・研修会場の席の間隔、受講者同士、講師と受講者との間隔を確保します。
・職員及び講師は、検温等健康管理に努め、手洗いをします。
・職員及び講師は、マスクを着用します。
・会場には手指消毒液を用意します。
・会場の机、ドアノブ等の消毒を行います。

２　受講される方へのお願い

・受付の際には、検温、手指の消毒をお願いします。
・体調不良（発熱、咳等の風邪症状）の方は受講をお控えください。
・研修施設内ではマスクの着用をお願いします。
・会場内における身体的距離の確保にご協力ください。
・受講中に体調不良になった場合、速やかにお申し出ください。
・休憩中等の会話は控えめにしてください。

３　その他

感染拡大の状況によって、開催方法の変更または中止の可能性があります。
その場合には研修受講者宛にご連絡いたします。

問い合わせ先：横浜市総務局危機管理室地域防災課
担当：長谷川、橋本
TEL:045-671-3456　FAX:045-641-1677

令和４年　防災・減災推進研修＜支援編＞のご案内

地震火災や風水害の備えなど地域特性に応じた防災活動について、アドバイザーを派遣して支援する研修です。是非お申込みください。

１　実施方法

（１）対象・・・・・・・・・・・・自治会・町内会等
（２）日数・・・・・・・・・・・・１地域につき、１日１時間半～３時間程度
（３）日時・・・・・・・・・・・・日程については地域の方と調整させていただきます。
（４）場所・・・・・・・・・・・・原則、アドバイザーが地域に伺いますが、研修場所の確保をお願いします。

２　研修内容について

以下の②～⑥の中から最大３つまで選択し、①と希望されたプログラム及び所要時間を基に内容を決定します。支援編お申込み後に、具体的な研修内容をアドバイザーと調整させていただきます。

研修プログラム（全団体共通）	所要時間
①　地域における被害想定 / 基本的な災害への備え（自助・共助の取組）	30 分
研修プログラム（自由選択）	**所要時間**
②　風水害への備え（マイ・タイムラインの作成支援等）	30 分～60 分
③　地震火災への備え（地震火災の危険性、感震ブレーカー設置助成　等）	30 分～60 分
④　マンション防災	60 分
⑤　市民防災センター体験ツアー	60 分
⑥　グループワーク（災害時のケーススタディー、地域の危険性の把握　等）	60 分

３　申し込み要件

●複数(５人以上)の研修参加者を確保することができる
●研修実施場所を確保することができる　※⑤を希望する場合、実施場所は横浜市民防災センターとなります。

４　お申し込み・お問い合わせ

別紙申請書に必要事項のご記入のうえ、郵送、ＦＡＸまたは電子メールにて６月 10 日（金）まで（必着）に以下の宛先へお申し込みください。

【宛先】総務局地域防災課　担当　長谷川・橋本
郵送：〒231-0005　横浜市中区本町６丁目 50 番地の 10　10 階
ＦＡＸ：０４５-６４１-１６７７　ＴＥＬ：０４５-６７１-３４５６
メール：so-gensai@city.yokohama.jp

５　研修受講の決定

研修受講の決定を、アドバイザーから申請者あてに**７月中旬頃**お伝えします。また、研修内容については申請者宛に調整させていただくことがありますのでご了承ください。

また、希望する地域が多数の場合、来年度以降に派遣をお願いすることがありますのでご了承ください。

※気象警報の発令や新型コロナウイルス感染症の感染拡大状況等により、研修日を再調整することがあります。

６　新型コロナウイルス感染症への対策について　　※詳細なコロナ対策は別添のとおり

研修の実施にあたっては、研修施設の消毒、換気、受講者の間隔の確保をお願いします。

また、受講者につきましては、マスクの着用、受付での消毒、検温にご協力をお願いします。

別紙

年　　月　　日

総務局地域防災課　行

自治会・町内会等団体名 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

申請者名 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

住　　所 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

電　　話 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

メールアドレス ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

防災・減災推進研修＜支援編＞申請書

令和４年の防災・減災推進研修＜支援編＞について申請します。

地域の状況

【住居形態】　□戸建て　□共同住宅　□混在

【防災活動状況】　□防災活動を実施している　□実施していない

実施している場合の活動例（　　）

【防災組織体制】□構築されている　□構築されていない

研修プログラム ②～⑥で希望するものにチェックしてください(３つまで選択可)。

プログラム	所要時間	✔
①　地域における被害想定 / 基本的な災害への備え（自助・共助の取組）	30分	☑
②　風水害への備え（マイ・タイムラインの作成支援等）	30分～60分	□
③　地震火災への備え（地震火災の危険性、感震ブレーカー設置助成 等）	30分～60分	□
④　マンション防災	60分	□
⑤　市民防災センター体験ツアー	60分	□
⑥　グループワーク（災害時のケーススタディー、地域の防災マップ作成 等）	60分	□

希望日

第１希望（　　）　第２希望（　　）　第３希望（　　）

派遣期間は、令和４年７月中旬頃～令和５年３月31日です。可能な限り、複数の希望日をご記入ください。

※新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえ、派遣日を調整させていただきます。

希望時間　□１時間～１時間半　□２時間～２時間半　□３時間

※①を含め、希望するプログラムの最大所要時間を確保するようにお願いします。

実施場所　（　　）　**※実施場所の確保をお願いします。**

参加者数（　　）人　**※原則５名以上の参加をお願いします。**

自由記入欄（地域で困っていることなど、自由にご記入下さい。）

同意事項（チェックしてください。）	✔
申し込みにあたって、派遣日及び研修内容の調整をするために、氏名や連絡先など申請書に記載した情報を、研修アドバイザーへ提供することに同意します。	□

研修の申込みにあたり収集する氏名、電話番号、住所の個人情報は「横浜市個人情報の保護に関する条例」の規定に従い、適正に管理し、研修内容の調整、決定通知の送付、研修の中止等、事務局から連絡の必要が生じた場合にのみ利用します。

別添

研修開催時の新型コロナウイルス感染症への対策について

研修の開催にあたり、感染対策を行ったうえで実施をお願いいたします。ご理解とご協力のほど、よろしくお願いします。

１　申請者（受講者）へのお願い

・会場には手指消毒液と体温計の用意をお願いします。
　※研修者が用意することもできます。
・研修開始前に会場の机、ドアノブ等の消毒をお願いします。
・受付の際には、検温、手指の消毒をお願いします。
・研修会場の席の間隔、受講者同士、講師と受講者との間隔を確保してください。
・体調不良（発熱、咳等の風邪症状）の方は受講をお控えください。
・研修施設内ではマスクの着用をお願いします。
・会場内における身体的距離の確保にご協力ください。
・受講中に体調不良になった場合、速やかにお申し出ください。
・休憩中等の会話は控えめにしてください。

２　その他

・職員及び講師は、検温等健康管理に努め、手洗いをします。
・職員及び講師は、マスクを着用します。
・感染拡大の状況によって開催方法の変更または中止の可能性があります。

問い合わせ先：横浜市総務局危機管理室地域防災課
担当：長谷川、橋本
TEL:045-671-3456　FAX:045-641-1677

産・学・官の連携による「横浜市避難ナビ」を制作、公開しました！

横浜市では、災害時の避難行動を平時「いま」から災害時「いざ」まで一体的に支援するため、産・学・官の連携により「横浜市避難ナビ」を制作、公開しました。

災害への備えを進めるために、ぜひご活用いただくとともにご家族やご親戚、自治会町内会などの地域の方々へご案内いただきますようお願いいたします。

１　横浜市避難ナビの特徴

「横浜市避難ナビ」では浸水疑似体験（AR）によって「意識を醸成」し、マイ・タイムラインの作成など「事前の備え」を手軽に行えます。災害時には、マイ・タイムラインと連動した避難情報の通知により、適切な「避難行動」が取れるように支援します。

２　ダウンロード方法

アプリストア、または横浜市 HP からダウンロードできます。
ダウンロードは無料です。（※通信料等は利用者負担）

二次元コード

iOS 版　　Android 版

３　チラシ・動画のご案内

横浜市避難ナビの啓発チラシや動画も作成しています。
自治会・町内会等でチラシを配布頂ける場合には、下記担当または
最寄りの区役所総務課までご連絡いただくか、
横浜市ホームページよりダウンロードしご活用ください。

横浜市避難ナビ　検索

【お問合せ先】
横浜市総務局地域防災課　担当：水谷、橋本
TEL:045-671-3456　FAX:045-641-1677
Email: so-chiikibousai@city.yokohama.jp

横浜市避難ナビ

「いま」から「いざ」に備えましょう！

いざ災害が起きた場合、適切な行動をとれるように
平時「いま」から災害時「いざ」まで一体的にサポートするアプリです。

ワンタッチで操作は簡単！

プッシュ通知

写真はイメージです。

目で見て体験！実際の災害に備えて

浸水状況を疑似体験

マイ・タイムラインを作成して備えよう！

「災害時には避難情報をマイ・タイムラインと連動してプッシュ通知」

ハザードマップが一目で分かる！

マップの種類を簡単に切り替え

避難所を検索

避難所へのルートを案内
災害時には
避難場所の開設状況を
リアルタイムで確認

ダウンロード無料

横浜市避難ナビ　検索

横浜市危機管理室 地域防災課
TEL：045-671-3456
Email：so-chiikibousai@city.yokohama.jp

横浜市避難ナビ

平時モード

- ARにより浸水状況を疑似体験
- ハザードマップや避難場所等を確認
- 一人ひとりの行動計画であるマイ・タイムラインを作成

災害への備えを進めましょう

災害時モード

- マイ・タイムラインと連動した避難情報のプッシュ通知
- 開設している避難場所を確認
- 避難場所等までのルート案内

状況に応じて適切な行動を取りましょう

アプリ機能紹介

防災AR

- 今いる場所で浸水状況を疑似体験

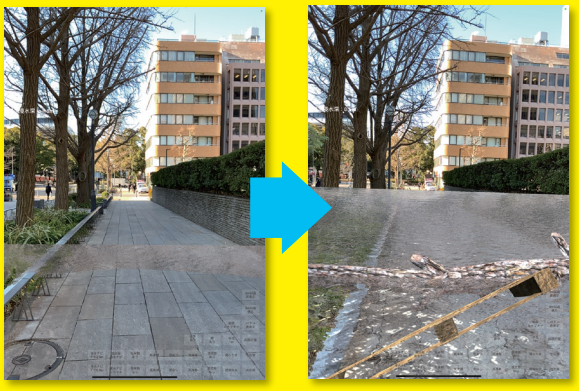

今いる場所で災害が起きたら・・・シミュレーション

アンドロイド版は今後実装予定

マイ・タイムライン

- **危険性の判定**
  現在地や任意の場所を選択して、風水害の危険性を判定
- **マイ・タイムラインの作成**
  風水害の危険性や家族の状況に応じた避難行動・非常時の持ち出し品を検討し、簡単に登録
- **避難情報との連動**
  災害時には避難情報がマイ・タイムラインと連動してプッシュ通知

プッシュ通知

避難所検索

- **ハザードマップ表示・危険性判定**
  選択したハザードマップにより、住まいや職場の危険性を表示・確認
- **避難所検索・ルート案内**
  現在地周辺の避難場所等を検索
  開設されている避難場所等の混雑状況を確認
  避難場所等までのルートを確認

防災学習コンテンツ

防災に関わる様々な情報を掲載

クイズ・動画・教材で楽しく学習

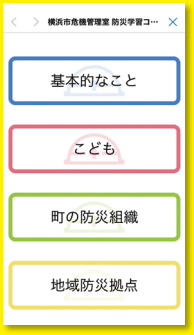

防災情報

最新の避難情報と防災情報をリアルタイムで配信

安否登録

Googleパーソンファインダーで簡単に安否登録・安否確認

写真はイメージです。

横浜市危機管理室 地域防災課
TEL：045-671-3456
Email：so-chiikibousai@city.yokohama.jp

ダウンロード無料 横浜市避難ナビ 検索

横浜市総務局危機管理室

横浜市災害時における自助及び共助の推進に関する条例が一部改正されました。

市民・事業者の自発的な防災活動の促進を図り、減災社会の実現に寄与することを目的に、平成25年に「横浜市災害時における自助及び共助の推進に関する条例」が制定されました。

近年、気候変動の影響から自然災害が激甚化し、各地で被害が多発しています。東日本大震災の教訓を風化させることなく、また時代の変化に即した条例とし、自助・共助の取組をより一層推進するため、このたび条例が改正されました。

条例の主な改正点

「町の防災組織」の定義

マンションによる防災活動が進んでいるため、マンション管理組合を明記。

「風水害」も想定した対策の充実

「地震への備え」だけでなく、「風水害への備え」として、「マイ・タイムライン」の作成など、安全を確保するために必要な事項を行うことを明記。

自主避難の強化

避難指示等が出される前であっても、自身で避難すべきと判断したときは、速やかに、自主的に避難することを明確化。

事業者による対策の充実

事業活動を継続するための計画を作成することを例示等。

地域防災拠点における配慮事項等

避難者の人権の尊重及び感染症等の対策を行うことを明記。

条例の全文や自助・共助に役立つコンテンツがまとまっています。ぜひ参考としてください。

詳しくはこちら

横浜市　防災トピックス　で検索

災害対策度チェック

わが家は対策できている？

災害に備えて、次の項目をひとつずつ点検してみましょう。
近所で情報交換をしながら、定期的にチェックするようにしましょう。

● **印のつけ方**

対策ができている項目のチェックボックスに、印をつけましょう。
チェックボックスの左の地は**地震対策**、風は**風水害等対策**、地 □ 風 □ は**地震と風水害等の共通事項**となります。
見出しごとに印をつけた数をかぞえて、分野別にどのくらい対策ができているか確認してみましょう。目指せ全項目チェック！

記入例

□ 未対策　☑ 対策済み

❶ 家の安全性

- 地 □ 風 □ 防災について家族で話し合いをしている
- 地 □ 風 □ 家族の中で災害時の連絡方法をイメージし、決めている
- 地 □ 自宅の耐震性には問題ない
- 地 □ 家具の転倒防止対策をしている
- 地 □ 風 □ ガラスの飛散防止対策をしている
- 風 □ 側溝や雨水ますは掃除している
- 風 □ 飛ばされそうな物の固定や撤去をした

チェックできた数
地 ＿ コ
風 ＿ コ

❷ 備蓄

- 地 □ 風 □ 備蓄について、家族で話し合いをしている
- 地 □ 風 □ 3日分以上の水や食料を備蓄している
- 地 □ 風 □ トイレパックを備蓄している
- 地 □ 風 □ 非常持出品を用意している
- 地 □ 風 □ 備蓄してある場所を家族みんなが知っている

チェックできた数
地 ＿ コ
風 ＿ コ

❸ 地域の取組

- 地 □ 風 □ 隣近所とコミュニケーションをとっている
- 地 □ 風 □ 自治会・町内会の活動に参加している
- 地 □ 風 □ 自治会・町内会のリーダーを知っている
- 地 □ 風 □ 防災訓練に参加している
- 地 □ 風 □ まち歩きを行った

チェックできた数
地 ＿ コ
風 ＿ コ

❹ 火災・風水害の対策

- 地 □ 消火器を備え、訓練で消火器を使用したことがある
- 地 □ 暖房器具は倒れると自動的に消えるものを使っている
- 地 □ カーテンなどは、防炎処理したものを使っている
- 地 □ 自宅に火災警報器を設置している
- 地 □ 感震ブレーカーを設置している
- 風 □ 風水害時の避難の考え方を確認した
- 風 □ 気象情報と避難情報を確認した
- 風 □ 風水害時の避難行動を確認した
- 風 □ 崖崩れの前兆現象を確認した
- 風 □ 浸水時の地下施設等の危険性を理解した

チェックできた数
地 ＿ コ
風 ＿ コ

❺ いざというときに備えた様々な取組

- 地 □ 風 □ 災害時の情報のとり方を確認した
- 地 □ 帰宅困難時の対応を確認した
- 地 □ 津波からの避難のポイントを確認した
- 地 □ 風 □ 自分が避難する避難所や避難場所を確認した
- 地 □ 風 □ 応急手当を確認した
- 風 □ ハザードマップ等で自宅周辺や避難経路の危険性を確認した
- 風 □ マイ・タイムラインを作成した

チェックできた数
地 ＿ コ
風 ＿ コ

市連会５月定例会説明資料
令和４年５月１２日
健康福祉局健康安全課

新型コロナワクチン４回目接種について

横浜市では、国の通知に基づき(令和４年４月 28 日付及び５月 10 日付厚生労働省事務連絡)、新型コロナウイルスワクチンの４回目接種を実施します。

※本件は、国において関係政省令改正が行われることを前提としています。

＜４回目接種の概要＞

１　接種対象者

３回目接種後、５か月を経過した次の方

（１）60 歳以上の方

（２）18 歳以上 59 歳以下で

基礎疾患(※)を有する方、その他重症化リスクが高いと医師が認める方

※該当となる基礎疾患は、別添「令和４年５月 11 日記者発表資料」を参照

なお、「基礎疾患を有する方等(18～59 歳)」は予防接種法の努力義務の適用外です。

２　使用ワクチン

武田/モデルナ社ワクチン 及び ファイザー社ワクチン

３　個別通知（４回目接種券）の発送

（１）発送方法

３回目を接種した 18 歳以上の方へ発送します。

ただし、「60 歳以上の方」及び「基礎疾患を有する方等(18～59 歳)」のみが接種対象です。

（２）発送時期　(詳細は別添「令和４年５月 11 日記者発表資料」参照)

令和４年５月 20 日(金)から

原則、接種可能日の約３週間前を目安に発送します。

４　接種体制（接種会場）

３回目接種に引き続き、個別接種を中心としながら、集団接種会場及び大規模接種会場を設置します。

（１）個別接種（市内医療機関）

ファイザー社ワクチン使用　　：約 2,000 か所（３回目接種時）

うち武田/モデルナ社ワクチン併用　：約 600 か所（３回目接種時）

（２）集団接種（武田/モデルナ社ワクチン使用）

・集団接種会場　　９か所程度（原則、３回目接種と同一の方面別会場で実施できるよう調整中）

・大規模接種会場　２か所

①横浜ハンマーヘッド１階 CIQ ホール

②横浜ビジネスパーク横浜ラーニングセンター

５　予約方法

３回目接種と同様に、事前予約制です。個別通知（接種券）が届いた方から、接種の予約ができます。

（１）市が予約を受け付ける接種場所

５月 26 日（木）から予約を開始します。

ア　市の予約専用サイト（Web）

URL：https://v-yoyaku.jp/141003-yokohama　（24 時間受付）

イ　市 LINE 公式アカウント

「横浜市 LINE 公式アカウント」を友だち登録

ウ　予約センター（電話）

0120-045-112　（９時～19 時まで　土・日曜、祝・休日も実施）

エ　FAX 予約（耳の不自由な方でインターネット予約ができない方専用）

045-550-4226　（９時～19 時まで　月～金曜（祝・休日を除く））

オ　予約代行　（詳細は別添「令和４年５月 11 日記者発表資料」を参照）

・市内郵便局　302 か所（９時～17 時まで　月～金曜（祝・休日を除く））

・区役所ワクチン相談員（９時～17 時まで　月～金曜（祝・休日を除く））

（２）直接、予約を受け付ける医療機関

個別通知（接種券）に同封の医療機関一覧で予約方法をご確認ください。

＜添付資料＞

令和４年５月 11 日記者発表資料

「新型コロナワクチン４回目接種の実施等について」

お問合せ先	
【ワクチン接種全般について】	
横浜市新型コロナウイルスワクチン接種コールセンター	Tel ： 0120-045-070
【本資料について】	
健康福祉局健康安全課ワクチン接種調整等担当	Tel ： 045-671-4841

令和４年５月 12 日時点の情報をもとに作成しています。

横 浜 市 記 者 発 表 資 料

令和４年５月 11 日
健康福祉局健康安全課

新型コロナワクチン ４回目接種の実施等について

国の通知に基づき（令和４年４月 28 日付及び５月 10 日付厚生労働省事務連絡）、新型コロナワクチンの４回目接種を実施します。

※ 本件は、国において関係政省令改正が行われることを前提としています。
※ 今後、国の方針等に変更があった場合には、適宜計画を見直していきます。
※ 関連する予算の成立を前提としています。

１ ４回目接種対象等

（１）４回目接種対象者

３回目接種後５か月を経過した、次のアまたはイに該当する方

ア 60 歳以上の方

イ 18 歳以上 59 歳以下で

① 基礎疾患を有する方

② その他重症化リスクが高いと医師が認める方

（以下、「基礎疾患を有する方等（18～59 歳）」という）

※「基礎疾患を有する方等（18～59 歳）」は予防接種法の努力義務の適用外です。

※ 該当する基礎疾患は、別紙「１. 基礎疾患の対象」を参照ください。

４回目接種対象者数（目安）

約 125 万人

ア 60 歳以上の方：約 108 万人（60 歳以上の２回目接種者数（令和４年４月 19 日時点））

イ 基礎疾患を有する方等（18～59 歳）：約 17 万人※

※ 基礎疾患を有する方の考え方：18～59 歳人口 約 201 万人×8.2% =17 万（16.4 万）人
（8.2%は厚生労働省の手引きより（20～64 歳の基礎疾患を有する方の比率））

（２）使用ワクチン

①武田/モデルナ社ワクチン および ②ファイザー社ワクチン

※１、２回目、または３回目にファイザー社ワクチン、武田/モデルナ社ワクチン、アストラゼネカ社ワクチン、武田社（ノババックス）ワクチンを接種された方は、４回目接種において 上記①または②のどちらも接種可能です。

２ 個別通知（４回目の接種券）の発送・時期（目安）

（１）発送方法

ア 60 歳以上の方

３回目を接種した方へ個別通知を発送します。

イ 基礎疾患を有する方等（18 歳～59 歳）

基礎疾患の有無に関わらず、３回目を接種した 18～59 歳の方へ個別通知を発送します。

ただし、**基礎疾患を有する方等のみが接種対象です。基礎疾患等の無い方は接種できません。基礎疾患を有する方等は、接種についてかかりつけ医にご相談ください。**

※間違い防止のため、個別通知の同封物等で対象者についてご案内します。

（２）発送スケジュール目安

令和４年５月 20 日(金)から個別通知の発送を開始します。

個別通知は接種可能日の**約３週間前**を目安に発送します。

※詳細な発送スケジュールは、別紙「２.個別通知(４回目)発送スケジュール目安」を参照ください。

３　接種体制(接種会場)

３回目接種に引き続き、個別接種を中心としながら、集団接種会場及び大規模接種会場を設置し、円滑な接種体制を整備します。

（１）個別接種（市内医療機関）※以下の医療機関数は３回目接種時(変更可能性あり)

接種実施医療機関数　約 2,000 か所（ファイザー社ワクチン）

このうち、武田/モデルナ社ワクチンを併用して接種する医療機関　**約 600 か所**

《予約体制(上記約 2,000 か所の内数)》

① **かかりつけ患者以外**にも**広く接種**を行う医療機関数　**約 1,200 か所**

※約 1,200 の医療機関は市のウェブサイトで予約の空き状況を確認できます。

② ①の約 1,200 か所のうち、**市予約システム**で**予約可能**な医療機関数　**約 880 か所**

※区ごとの接種実施医療機関一覧を個別通知に同封しています。

それぞれの医療機関の予約方法は、医療機関一覧をご確認ください。

（２）集団接種

・集団接種会場　**９か所程度**（原則として、３回目接種と同一の方面別会場で４回目接種を実施できるよう調整中）

・大規模接種会場　**２か所**

（横浜ハンマーヘッド１階 CIQ ホール、横浜ビジネスパーク横浜ラーニングセンター）

※全ての会場で武田/モデルナ社ワクチンを使用します。

※詳細は後日発表予定です。

４　予約方法等

・接種は**事前予約制**です。対象の方は、接種券が届いた方からご予約下さい。

・直接、予約を受け付ける医療機関については個別通知に同封の医療機関一覧(区ごと)を参照ください。

※横浜市での予約受付(以下(１)(２))については、５月 26 日(木)から受付を開始します。

（１）予約専用サイト・LINE など

ア　**予約専用サイト(Web)からの予約【推奨】**

URL:　https://v-yoyaku.jp/141003-yokohama　**(24 時間受付可)**

イ　LINE：市公式 LINE　「横浜市 LINE 公式アカウント」を友だち登録

※LINE から予約アカウント情報の登録をすると、予約専用サイト(Web)での予約はできなくなります。

ウ　FAX(耳の不自由な方でインターネットでの予約ができない方専用)

FAX 番号：045-550-4226　(受付時間：平日午前９時～午後７時)

（２）予約代行(郵便局・区役所ワクチン相談員)・コールセンター(予約センター)

パソコンやスマートフォン等をお持ちでないなど、インターネット（Web）での予約が困難な方を対象に、**市内郵便局**（一部を除く）や、**区役所ワクチン相談員**による予約代行※、**コールセンター**での電話予約を実施します。予約の際は、個別通知をご用意ください。

※予約代行は、市が予約を受け付ける医療機関と集団接種会場のみの対応となります。

※詳細は、別紙「３.予約代行・電話予約」を参照ください。

５　接種間隔の変更に伴う３回目接種の前倒し

現在実施中の３回目接種についても、**２回目接種からの接種間隔が**６か月から**５か月**へと変更されます(ファイザー社ワクチンおよび武田/モデルナ社ワクチンに限る)。

既に３回目接種券をお持ちの方もあわせて、国の政省令改正の施行日以降は、５か月経過日からの接種が可能となります。

これに伴い、３回目接種の個別通知(接種券)発送の前倒しを行います。

※別紙「４.個別通知(３回目)発送スケジュール(変更後)目安」を参照ください。

お問合せ先
１　４回目接種対象等
健康福祉局健康安全課ワクチン接種調整等担当課長　鳥丸　雅司　Tel 045-671-4841
２　個別通知(４回目の接種券)の発送・時期(目安)
健康福祉局健康安全課ワクチン接種調整等担当課長　鈴木　真実　Tel 045-671-4841
３　接種体制(接種会場)
（１）個別接種(市内医療機関)
健康福祉局健康安全課ワクチン接種調整等担当課長　曽我　直樹　Tel 045-671-4841
（２）集団接種
集団接種会場：
健康福祉局健康安全課ワクチン接種調整等担当課長　中村　昭夫　Tel 045-671-4841
大規模接種会場：
健康福祉局健康安全課ワクチン接種調整等担当課長　三室　直樹　Tel 045-671-4841
４　予約方法等
（１）予約専用サイト・LINE など
健康福祉局健康安全課ワクチン接種調整等担当課長　奥津　直臣　Tel 045-671-4841
（２）予約代行(郵便局・区役所ワクチン相談員)・コールセンター(予約センター)
健康福祉局健康安全課ワクチン接種調整等担当課長　丸山　真隆　Tel 045-671-4841
５　接種間隔の変更に伴う３回目接種の前倒し
健康福祉局健康安全課ワクチン接種調整等担当課長　鈴木　真実　Tel 045-671-4841

１　基礎疾患の対象

別紙

※厚生労働省手引き(新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の実施に関する手引き（第 7.1 版）)より

１　以下の病気や状態の方で、通院／入院している方

1. 慢性の呼吸器の病気
2. 慢性の心臓病（高血圧を含む。）
3. 慢性の腎臓病
4. 慢性の肝臓病（肝硬変等）
5. インスリンや飲み薬で治療中の糖尿病又は他の病気を併発している糖尿病
6. 血液の病気（ただし、鉄欠乏性貧血を除く。）
7. 免疫の機能が低下する病気（治療中の悪性腫瘍を含む。）
8. ステロイドなど、免疫の機能を低下させる治療を受けている
9. 免疫の異常に伴う神経疾患や神経筋疾患
10. 神経疾患や神経筋疾患が原因で身体の機能が衰えた状態（呼吸障害等）
11. 染色体異常
12. 重症心身障害（重度の肢体不自由と重度の知的障害とが重複した状態）
13. 睡眠時無呼吸症候群
14. 重い精神疾患（精神疾患の治療のため入院している、精神障害者保健福祉手帳を所持している、又は自立支援医療（精神通院医療）で「重度かつ継続」に該当する場合）や知的障害（療育手帳を所持している場合）

２．　基準（BMI 30 以上）を満たす肥満の方

＊BMI30 の目安：身長 170cm で体重約 87kg、身長 160cm で体重約 77kg。

２　個別通知（４回目）発送スケジュール目安

発送時期(目安)	対象	3回目の接種日(令和4年)
5/20(金)	60 歳以上の方	～　1/16
5/30(月)	60 歳以上の方	1/17　～　1/23
	18 歳以上 59 歳以下の方	～　1/23
6/6(月)	3回目を接種した 18 歳以上の方	1/24　～　1/30
6/13(月)		1/31　～　2/7
6/20(月)		2/8　～　2/14
6/27(月)		2/15　～　2/21
7/4(月)		2/22　～　2/28
7/11(月)		3/1　～　3/5
7/19(火)		3/6　～　3/12
7/25(月)		3/13　～　3/18
以降順次		3/19　～

※変更の可能性があります。

※国の政省令が改正後（５月下旬予定）に、４回目の接種が可能となります。

３　予約代行・電話予約

①郵便局（予約代行）

受　付　日	令和４年５月 26 日（木）～８月 31 日（水）（土日祝日休み）
受付時間	午前９時から午後５時まで（※1）
受付場所	市内郵便局（一部を除く）302 か所（※2）
備考	予約代行のみを行い、相談等はお受けできませんのでご注意ください。

※１　商業施設内の郵便局等、一部郵便局では受付日・受付時間が異なる場合があります。
※２　次の４か所では予約の代行は行いません。
・神奈川郵便局（神奈川区）・椿ケ丘簡易郵便局（金沢区）
・横浜市大附属病院内簡易郵便局（金沢区）・横浜卸本町簡易郵便局（瀬谷区）

②区役所ワクチン相談員（予約代行）

受　付 開始日	令和４年５月 26 日（木） （土日祝日休み、１・２回目、３回目接種の予約代行等は現在も対応しています）
受付時間	午前９時から午後５時まで
受付場所	18 区全ての区役所
備考	予約代行のほか、１・２回目、３回目の接種のご相談や直接予約を受け付ける医療機関への予約サポート、接種証明など、ワクチン接種に関する幅広いご相談に対応します。 窓口の事前予約は不要ですが、混み合う場合があります。

③コールセンター（予約センター）での電話予約

電話番号：0120－045－112　（午前９時から午後７時まで土・日・祝祭日も受付）

４　個別通知（３回目）発送スケジュール（変更後）目安　※過去発送分省略

発送時期（目安）	2回目の接種日		
5/16(月)	令和3年 12/16	～	令和4年 1/5
5/23(月)	1/6	～	1/16
5/30(月)	1/17	～	1/23
6/6(月)	1/24	～	1/30
6/13(月)	1/31	～	2/7
6/20(月)	2/8	～	2/14
以降(順次)	2/15 以降		

資　　料　№. 6

区連会５月定例会資料
令和４年５月 20 日（金）
総務課防災担当

栄区緊急時情報伝達システムの登録対象者の更新について（依頼）

栄区では風水害時などに情報伝達を迅速に行うため、緊急時情報伝達システムを活用して、区から地域の皆様への緊急情報の提供体制の強化を図っています。
新年度を迎え、システムの登録対象となる方の電話番号の登録について、更新を行います。

１　緊急時情報伝達システムのイメージ

【概念図】

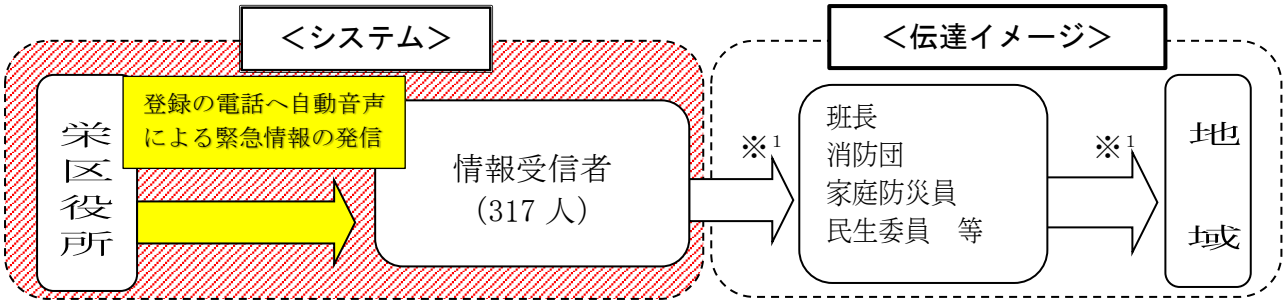

※1　情報受信者から地域の方への伝達を義務付けるものではありません。状況に応じてご対応ください。

２　システムの登録対象者（情報受信者）について

登録対象者317人（地区連合町内会長（７）、自治会・町内会長等※2（264）、地域防災拠点運営委員長（20）、即時避難指示対象世帯（26））

※2　自治会・町内会長は原則対象とし、更に防災担当役員の方など２名まで登録することができることとします。

３　発信内容

緊急時の情報等、区で周知の必要があると判断した情報を電話（固定・携帯）へ自動音声で発信します。

例）台風○号の接近に伴い、○月○日△時に避難所４か所（○○学校、○○学校、○○学校、○○学校）開設予定です。詳しくは栄区ホームページをご覧ください。

４　登録期間

令和４年６月１日（水）から令和５年５月31日（水）までの１年間とし、毎年度、継続を含め更新手続きのご案内をします。（年度途中の登録番号の変更や登録者変更もできます。）

５　申請方法

<u>登録対象者の方については、原則全員登録していただくようお願いします。</u>

(1)　システム登録にあたり、「緊急時情報伝達システム登録申請書」に必要事項を記入し、下記の問い合わせ先まで、Eメール、FAX 、郵送又は窓口へ直接ご持参にてご提出をお願いします。

(2)　地域防災拠点運営委員長及び即時避難指示対象世帯に対しては、栄区総務課から個別に依頼します。

(3)　令和３年度に登録をされた方は、年度が変わると全て登録解除となります。令和３年度に登録された方で、上記のシステム登録対象者に該当し、令和４年度も引き続き登録を希望する方は再度、申請書のご提出をお願いします。

６　申請期限

令和４年６月24日（金）まで（※７月初旬にテスト配信予定）

７　添付資料

(1)　別紙１　地区連合町内会長用
「栄区緊急時情報伝達システム登録申請書」

(2)　別紙２　自治会・町内会長用
「栄区緊急時情報伝達システム登録申請書」

【お問い合わせ先】
担　当　：栄区総務課（41 番窓口）　芦葉・市野
電　話　：894-8312　　FAX：895-2260
E メール：sa-bosai@city.yokohama.jp

別紙 1

栄区緊急時情報伝達システム登録　申請書

令和　　年　　月　　日

（申請先）
（横浜市栄区長）

申請者 住所

氏名

電話

☑（レ点にて）どちらかをチェックお願いします。

☐ 栄区緊急時情報伝達システムへの登録を下記の通り申請します。

役職等	○○連合町内会長
氏　名	○○　○○
登録をする電話番号	０８０－△△△△－△△△△ ※固定電話、携帯電話どちらか一つの記載をお願いします。

※ ご記載いただいた個人情報は、本システム以外には使用いたしません。

【申請方法】
申請書に必要事項を記入のうえ、下記の問い合わせ先まで、直接ご持参いただくか、Eメール、FAX 又は郵送にて提出をお願いします。　【期限：令和４年６月24日（金）まで】

【お問い合わせ先】
担　当　：栄区総務課（41 番窓口）　芦葉・市野
電　話　：894-8312　　FAX：895-2260
E メール：sa-bosai@city.yokohama.jp

別 紙 2

栄区緊急時情報伝達システム登録　申請書

令和　　年　　月　　日

（申請先）
（横浜市栄区長）

申請者 住所

氏名

電話

☑（レ点にて）どちらかをチェックお願いします。

☐ 栄区緊急時情報伝達システムへの登録電話番号を下記のとおり申請します。

役職等	○○自治会長、○○町内会長
氏　名	○○　○○
登録をする電話番号	０８０－△△△△－△△△△ ※固定電話、携帯電話どちらか一つの記載をお願いします。

追加登録がある場合は、下記の記入をお願いします。（追加登録がない場合は記入不要です。）

追加１	役職等	副会長、防災部長等
	氏　名	○○　○○
	追加登録を希望する電話番号	０８０－△△△△－△△△△ ※固定電話、携帯電話どちらか一つの記載をお願いします。
追加２	役職等	
	氏　名	
	追加登録を希望する電話番号	※固定電話、携帯電話どちらか一つの記載をお願いします。

※ ご記載いただいた個人情報は、本システムの登録以外には使用いたしません。

【申請方法】
申請書に必要事項を記入のうえ、下記の問い合わせ先まで、直接ご持参いただくか、Eメール、FAX又は郵送にて提出をお願いします。【期限：令和４年6月24日（金）まで】

【お問合せ先】　担　当　：栄区総務課（41 番窓口）　芦葉・市野
電　話　：894-8312　　FAX：895-2260
E メール：sa-bosai@city.yokohama.jp

Ⅰ　基本目標

自然と安心にあふれる　暮らしつづけたいまち　さかえ
～人がつながり　地域がつながる～

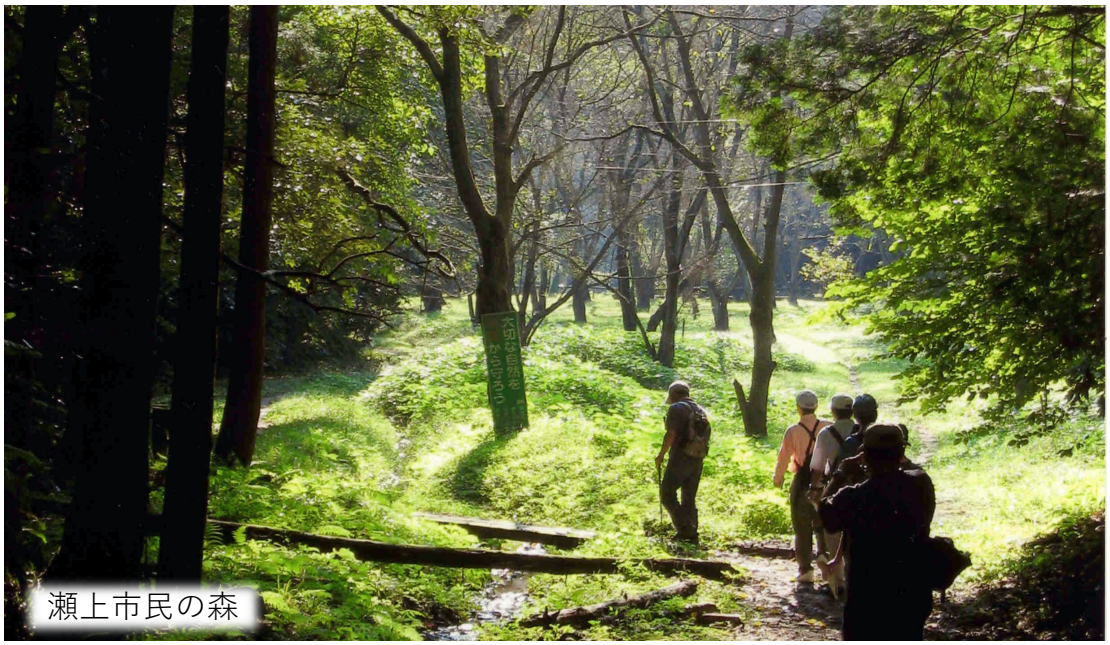
瀬上市民の森

Ⅱ　目標達成に向けた施策

施策１　まちの魅力づくり

施策２　みんなが支えあい・助けあい、安心を感じるまちづくり

施策３　防災力・減災力の強化

施策４　地域に寄り添う区役所

Ⅲ　目標達成に向けた組織運営

区民の皆様の信頼に応える

◇正確な事務手続と親切･丁寧な対応

◇お客様のニーズと気持ちに寄り添う行政サービス

◇利用しやすく快適な区役所づくり

暮らしつづけたい想いに寄り添う

◇様々な取組を通じた安全･安心を感じるまちづくり

◇区民や各種団体等の皆様との連携による課題解決

◇栄区ならではの特徴や魅力の発信と支援

職員力･チーム力を高める

◇研修等の充実による人材育成

◇DXの推進による業務効率の向上

◇男女共同参画やワークライフバランスの推進による働きやすい職場づくり

主な事業・取組

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS

▸数字 1 ～ 17 は、関連するＳＤＧｓの目標を示しています。

施策１　まちの魅力づくり

▸開放的な駅前空間、森と川が一体となった豊かな自然、ゆとりある住環境などの栄区の特色を活かし、にぎわいのあるまちづくりに取り組みます。

本郷台駅前広場の活用

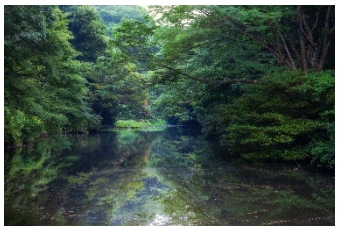

豊かな自然を体感できる森

郊外住宅地PRの取組

本郷台駅周辺のまちづくり推進 11 17	◆将来的な公共施設の再編整備等を見据え、空間形成計画を検討します。並行して、区民や地域団体等が駅前の公共的空間を利用し、にぎわい創出等を行いながら維持管理を行う仕組みづくりを検討します。
森の魅力づくり推進 15	◆区内向けの魅力発信に加え、区外に向けた魅力発信にも取り組むための基礎調査等を実施します。
郊外住宅地の住環境保全と持続可能なまちづくりの推進 11 17	◆将来にわたって誰もがいきいきと暮らせるまちを目指し、空家未然防止相談会の開催や民間事業者等との連携によるまちづくりの検討、取組を行います。

施策２　みんなが支えあい・助けあい、安心を感じるまちづくり

▸区民の皆さまや関係機関と連携し、誰もが安心して自分らしく健やかに暮らせるまちづくりを進めます。

さかえ・つながるプラン

野菜摂取量を推定できる機器

高齢者のICT利活用支援

地域福祉保健計画の推進 1 3 8 11	◆身近な地域の支え合いの仕組みづくりを進めるため、第4期さかえ・つながるプラン（栄区地域福祉保健計画）の推進に係る会議・フォーラム・研修の開催や、地区別計画推進組織に対し補助金を交付します。
食育の推進 2 3	◆生涯にわたり適切な食生活をおくれるよう、保育園・幼稚園と連携した食育や啓発用ランチョンマット活用による小学校6年生を対象とした食育、野菜摂取量を推定できる機器を利用した啓発等を実施します。
高齢者のICT利活用支援 3 4 10	◆高齢者が住み慣れた地域で安心して住み続けられるよう、ICTを活用した健康教育やICT利用技術の習得支援を行うとともに、それらを支援する人材として、高齢者ICTボランティアを養成します。

施策３　防災力・減災力の強化

▸区としての危機対応能力の強化を図るとともに、区民の皆様の自助・共助の取組を促進します。

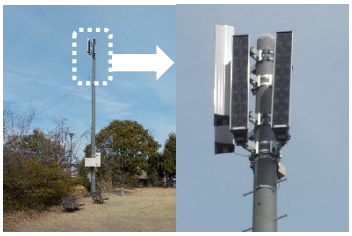
防災スピーカー

防災出前講座

地域防災拠点の訓練

災害時情報伝達の強化 11 13	◆既設6箇所の防災スピーカーに加えて、新規スピーカーを1箇所設置することで浸水想定区域への情報発信を強化します。
自助・共助の推進 11	◆区民の皆様の自助・共助に対する取組を促進するため、啓発イベントや出前講座等を実施します。
地域防災拠点の支援 11	◆各拠点に携帯電話を新規配備し、情報伝達機能の向上を図ります。また、ペット同行避難用テントを配布し、一時飼育場所の確保を促進します。

施策４　地域に寄り添う区役所

▸マイナンバーカードの普及やデジタル化への関心が高まる中で、マイナンバーカードを活用した手続に慣れていただくきっかけづくりや、安全・安心・快適に配慮した庁舎環境の実現など、区民の皆様に寄り添った行政サービスを提供します。

住民票等交付のセルフ手続

快適なエントランス

公衆無線LAN

住民票等交付のセルフ手続促進 17	◆非来庁型の手続に慣れていただく契機とすることを目指し、モデル事業としてコンビニ交付サービスの普及に取り組みます。
区役所庁舎環境の改善・整備 9 11 17	◆マイナンバーカードの交付などで特に来庁者が増えている待合フロアを中心に、来庁された方が快適に過ごせるよう環境改善に引き続き取り組みます。 ◆窓口の待ち時間を快適にお過ごしいただけるよう、通信環境を拡充することと併せて、区役所が地域や関係機関等とWeb会議を円滑に行うための環境を充実させます。

【参考】各局と区が連携し実施する主な事業・取組

まちづくり関連	所管局
横浜環状南線・横浜湘南道路の整備促進及び上郷公田線の整備	道路局
浸水対策 （飯島雨水調整池の整備、 栄第二水再生センター用地におけるポンプ場整備）	環境創造局
総合的な空家等対策の推進	建築局
市営住宅再生の検討	建築局
公共施設マネジメントの推進 （本郷台駅周辺の再編整備検討）	財政局
保有資産の適正管理・戦略的活用	財政局ほか
暮らし関連	**所管局**
Zero Carbon Yokohamaの実現	温暖化対策統括本部
新型コロナウィルス感染症対策の更なる強化 （新型コロナウィルスワクチン接種　等）	健康福祉局ほか
生活に不安を抱える方への支援 （住居確保給付金支給　等）	健康福祉局ほか
地域包括ケアシステムの構築・推進	健康福祉局・医療局
待機児童解消に向けた受入枠の確保	こども青少年局
「こども家庭総合支援拠点」機能の全区展開	こども青少年局

★栄区役所では運営方針に掲載した個別の事業・取組に加え、戸籍・税・保険・年金等の行政サービス、区民利用施設や道路・公園・下水道等の維持管理、自治会・町内会をはじめとした地域で活動される方々への支援など、区民の皆様の暮らしをお支えする様々な事業を実施しています。

★２ページから３ページに記載した数字 1 ～ 17 は、ＳＤＧｓの17の目標のうち、各取組と関連性が深い目標を抜粋し示しました。
17の目標については、次ページの参考資料をご覧ください。

★施策に掲載した内容は、新型コロナウイルス感染症拡大防止等のため、中止・変更となる場合がございます。

★主な事業・取組は栄区が独自に予算編成を行った事業のうち、主要な事業を掲載しています。
その他の事業については、令和４年度栄区個性ある区づくり推進費予算をご覧ください。

令和４年度 栄区予算 検索 または、

https://www.city.yokohama.lg.jp/sakae/kusei/uneihoshin-yosan/yosan/

運営方針に関するお問い合わせ先　区政推進課企画調整係（本館４階　45番窓口）
☎　８９４－８１６１　　FAX　８９４－９１２７

参考資料

ＳＤＧｓの１７の目標

　ＳＤＧｓとは、世界が抱える様々な問題を解決し持続可能な社会を実現するために国連で世界各国が合意した17の目標と169のターゲットです。
　平成30年６月、横浜市は「ＳＤＧｓ未来都市」に選定されました。
　栄区役所では引き続き令和４年度もＳＤＧｓを意識した取組を進めます。

1 貧困をなくそう	あらゆる場所のあらゆる形態の貧困を終わらせる	10 人や国の不平等をなくそう	各国内及び各国間の不平等を是正する
2 飢餓をゼロに	飢餓を終わらせ、食料安全保障及び栄養改善を実現し、持続可能な農業を促進する	11 住み続けられるまちづくりを	包摂的で安全かつ強靭(レジリエント)で持続可能な都市及び人間居住を実現する
3 すべての人に健康と福祉を	あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する	12 つくる責任つかう責任	持続可能な生産消費形態を確保する
4 質の高い教育をみんなに	すべての人々へ包摂的かつ公正な質の高い教育を提供し、生涯学習の機会を促進する	13 気候変動に具体的な対策を	気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる
5 ジェンダー平等を実現しよう	ジェンダー平等を達成し、すべての女性及び女児の能力強化を行う	14 海の豊かさを守ろう	持続可能な開発のために海洋・海洋資源を保存し、持続可能な形で利用する
6 安全な水とトイレを世界中に	すべての人々の水と衛生の利用可性と持続可能な管理を確保する	15 陸の豊かさも守ろう	陸域生態系の保護、回復、持続可能な利用の推進、持続可能な森林の経営、砂漠化への対処、ならびに土地の劣化の阻止・回復及び生物多様性の損失を阻止する
7 エネルギーをみんなに そしてクリーンに	すべての人々の、安価かつ信頼できる持続可能な近代的エネルギーへのアクセスを確保する	16 平和と公正をすべての人に	持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を促進し、すべての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度を構築する
8 働きがいも経済成長も	包摂的かつ持続可能な経済成長及びすべての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用(ディーセント・ワーク)を促進する	17 パートナーシップで目標を達成しよう	持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する
9 産業と技術革新の基盤をつくろう	強靭(レジリエント)なインフラ構築、包摂的かつ持続可能な産業化の促進及びイノベーションの推進を図る		SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS

資料No．８

区連会５月定例会資料
令和４年５月２０日
栄区福祉保健課

一斉改選に伴う民生委員・児童委員及び主任児童委員の推薦について（依頼）

本年は、民生委員・児童委員及び主任児童委員の３年ごとの一斉改選期にあたり、現委員は 11 月末日をもって、任期満了となります。

つきましては、12 月１日の一斉改選に向け、委員候補者の推薦に御協力をお願いいたします。

１　依頼事項

民生委員・児童委員を推薦する「地区推薦準備会」、主任児童委員を推薦する「連合地区推薦準備会」を開催し、それぞれ候補者の推薦をお願いいたします。

また、推薦事務手続に係る説明会を開催しますので、必要に応じて御参加ください。

(1)　推薦準備会の設置　委員候補者、推薦人の人選　候補者履歴書・推薦人選出報告書

民生委員・児童委員の推薦では、主に自治会町内会を単位とした「地区推薦準備会」を設置していただきます。

主任児童委員の推薦では、連合地区を単位とした「連合地区推薦準備会」を設置していただきます。

(2)　推薦準備会の開催　委員候補者を推薦　会議録

各地区、各連合で開催してください。（６～８月）

(3)　推薦書類の作成・提出　書類を作成→提出

「候補者履歴書」「会議録」「推薦人選出報告書」を整え、福祉保健課へ御提出ください。

依頼一式（様式ほか）は、会長あてにお送りします。

しめきり：令和４年８月２２日（月）必着

推薦手続に係る詳細は、添付資料４「横浜市民生委員・児童委員、主任児童委員の資格要件と推薦手続」のほか、会長あてにお送りする依頼一式に同封する資料を御確認ください。
御不明な点がございましたら、担当課までお問合せください。
また、様式・質問への回答等は、栄区ホームページにも掲載していく予定です。

栄区　民生　**検索**

２　推薦事務に係る説明会

次のとおり、説明会を実施します。

参加を希望される場合、　第１希望日を福祉保健課（☎894-6963）まで電話で御連絡ください。

・コロナ感染症対策のため、各地区１名までででお願います。
・推薦書類の記載等の説明が中心となります。（参加は必須ではありません。）

令和４年６月 15 日（水）午後４時～午後５時　SAKAESTA 大会議室
令和４年６月 18 日（土）午後７時～午後８時　SAKAESTA 大会議室

３　スケジュール

	連合町内会、自治会町内会		横浜市/栄区
６月	連合地区推薦準備会 地区推薦準備会	推薦事務に係る説明会 6/15（水）、6/18（土）	
７月			
８月	推薦書類の提出　8/22（月）必着 （候補者履歴書、会議録、推薦人選出報告書）		➡福祉保健課
10 月			市推薦会、市審査会
11 月			厚生労働大臣へ推薦
12 月			委嘱状伝達式 12/1

４　依頼文

(1)　自治会町内会長あて（全自治会町内会共通）
(2)　連合町内会長あて

〔依頼文の添付資料〕
ア　令和４年民生委員・児童委員、主任児童委員　推薦関係日程（資料１）
イ　民生委員・児童委員、主任児童委員推薦　〔委嘱〕の手続図（資料２）
ウ　民生委員・児童委員、主任児童委員の役割と活動（資料３）
エ　横浜市民生委員・児童委員、主任児童委員の資格要件と推薦手続（資料４）
オ　対照表（民生委員と自治会町内会）（資料５）

５　その他

一斉改選に向けた広報用に、「さかえ民児協だより（一斉改選特集号）」を作成しましたので、**班回覧**をお願いいたします。

【担当】
栄区福祉保健課運営企画係　山田・青木
電話：８９４－６９６３
FAX：８９５－１７５９
E メール：sa-minsei@city.yokohama.jp

全自治会町内会共通

栄 福 第 377 号
令和４年５月 20 日

自治会町内会会長　様

栄区長　冨士田　学

民生委員・児童委員候補者選出のための地区推薦準備会の開催について（依頼）

日頃より、区政の推進につきましては、格別の御尽力をいただき、厚くお礼申し上げます。
さて、本年は、民生委員・児童委員（以下「民生委員」といいます。）の３年ごとの一斉改選期にあたり、現民生委員は 11 月末日をもって任期満了となりますので、12 月１日付で改選を行います。
民生委員の候補者は、自治会町内会代表者等で構成される、地区推薦準備会において選出されることとなっております。
つきましては、次のとおり候補者の推薦をお願いいたします。

なお、推薦事務につきまして、次のとおり説明会を開催いたします。御多用のところ誠に恐縮ですが、必要に応じ御出席くださいますようお願い申し上げます。

１　依頼事項

(1)　「地区推薦準備会」の設置・開催（６～８月）

民生委員候補者の人選、推薦人の人選を行い、「地区推薦準備会」を開催します。
「地区推薦準備会」において、推薦する候補者について審議します。

(2)　推薦書類の作成・提出

「民生委員・児童委員候補者履歴書」「地区推薦準備会会議録」「地区推薦準備会推薦人選出報告書」を作成し、御提出ください。（返信用封筒を御利用ください。）

しめきり：令和４年８月２２日（月）必着　提出先：栄区福祉保健課

２　推薦のとりまとめについて

民生委員の推薦には、次の２つの場合があります。
（自治会町内会が推薦する民生委員の担当地区は、**別紙「対照表（民生委員と自治会町内会）」**を御確認ください。）

ア　各自治会町内会が単独で、民生委員を推薦する場合　単独

イ　複数の自治会町内会で民生委員を推薦する場合　主たる　主たる以外

イの場合、「主たる自治会町内会」が中心となり推薦手続を進め、推薦書類一式を提出します。

「主たる自治会町内会」は、関係する自治会町内会で協議のうえお決めください。
（「主たる自治会町内会」を変更する場合は、福祉保健課に御連絡ください。）

※推薦に係る書類一式は、全ての自治会町内会に同じものをお送りします。

３　推薦事務に係る説明会について

⑴　日時及び会場

第１回：令和４年６月 15 日（水）午後４時～午後５時　SAKAESTA 大会議室
第２回：令和４年６月 18 日（土）午後７時～午後８時　SAKAESTA 大会議室

※参加を希望される場合、第１希望日を福祉保健課（☎８９４－６９６３）まで御連絡ください。
（人数調整のため御希望に沿えない場合がございます。）
※コロナ感染症対策のため、各地区１名まででお願いします。

⑵　主な内容

推薦書類の記載方法等の説明が中心となります。（参加は必須ではありません。）

３　添付書類

⑴　令和４年民生委員・児童委員、主任児童委員　推薦関係日程（資料１）
⑵　民生委員・児童委員、主任児童委員推薦　〔委嘱〕の手続図（資料２）
⑶　民生委員・児童委員、主任児童委員の役割と活動（資料３）
⑷　横浜市民生委員・児童委員、主任児童委員の資格要件と推薦手続（資料４）
⑸　対照表（民生委員と自治会町内会）（資料５）

※その他
推薦事務に係るマニュアル「推薦事務のポイント」、様式等関係資料

【担当】
栄区福祉保健課運営企画係　山田・青木
電話：８９４－６９６３
FAX：８９５－１７５９
E メール：sa-minsei@city.yokohama.jp

栄 福 第 377 号
令和４年５月 20 日

各地区連合町内会会長　様

栄区長　冨士田　学

主任児童委員候補者選出のための連合地区推薦準備会の開催について（依頼）

日頃より、区政の推進につきましては、格別の御尽力をいただき、厚くお礼申し上げます。
さて、本年は、主任児童委員の３年ごとの一斉改選期にあたり、現主任児童委員は 11 月末日をもって任期満了となりますので、12 月１日付で改選を行います。
主任児童委員の候補者は、連合町内会代表者等で構成される、連合地区推薦準備会において選出されることとなっております。
つきましては、次のとおり候補者の推薦をお願いいたします。

なお、推薦事務につきまして、次のとおり説明会を開催いたします。御多用のところ誠に恐縮ですが、必要に応じ御出席くださいますようお願い申し上げます。

１　依頼事項

⑴　「連合地区推薦準備会」の設置・開催（６～８月）
主任児童委員候補者の人選、推薦人の人選を行い、「連合地区推薦準備会」を開催します。
「連合地区推薦準備会」において、推薦する候補者について審議します。

⑵　推薦書類の作成・提出
「主任児童委員候補者履歴書」「連合地区推薦準備会会議録」「連合地区推薦準備会推薦人選出報告書」を作成し、御提出ください。（返信用封筒を御利用ください。）

しめきり：令和４年８月２２日（月）必着　　提出先：栄区福祉保健課

２　推薦事務に係る説明会について

⑴　日時及び会場
第１回：令和４年６月 15 日（水）午後４時～午後５時　SAKAESTA 大会議室
第２回：令和４年６月 18 日（土）午後７時～午後８時　SAKAESTA 大会議室

※参加を希望される場合、第１希望日を福祉保健課（☎８９４－６９６３）まで御連絡ください。
（人数調整のため御希望に沿えない場合がございます。）
※コロナ感染症対策のため、各連合１名まででお願いします。

⑵　主な内容
推薦書類の記載方法等の説明が中心となります。（参加は必須ではありません。）

３　添付書類

⑴　令和４年民生委員・児童委員、主任児童委員　推薦関係日程（資料１）
⑵　民生委員・児童委員、主任児童委員推薦　〔委嘱〕の手続図（資料２）
⑶　民生委員・児童委員、主任児童委員の役割と活動（資料３）
⑷　横浜市民生委員・児童委員、主任児童委員の資格要件と推薦手続（資料４）

※その他
推薦事務に係るマニュアル「推薦事務のポイント」、様式等関係資料

【担当】
栄区福祉保健課運営企画係　山田・青木
電話：８９４－６９６３　FAX：８９５－１７５９
E メール：sa-minsei@city.yokohama.jp

資料 1

令和４（2022）年　民生委員･児童委員、主任児童委員推薦関係日程

		令和４（2022）年１２月１日付け委嘱者
		①民生委員･児童委員：一斉改選 ②主任児童委員：一斉改選 任期･･･令和４（2022）年１２月　１日から 令和７（2025）年１１月３０日まで
2月	上旬 中旬 下旬	
3月	上旬 中旬 下旬	
4月	上旬 中旬 下旬	
5月	上旬 中旬 下旬	市連会協力依頼 区連会協力依頼
6月	上旬 中旬 下旬	連合・地区へ推薦依頼
7月	上旬 中旬 下旬	連合･地区推薦準備会開催
8月	上旬 中旬 下旬	区より市推薦会に候補者内申
9月	上旬 中旬 下旬	
10月	上旬 中旬 下旬	市推薦会、市審査会開催
11月	上旬 中旬 下旬	厚生労働大臣あて推薦
12月	上旬 中旬 下旬	令和4(2022)年12月1日付け委嘱

資料　2

民生委員・児童委員、主任児童委員推薦〔委嘱〕の手続図

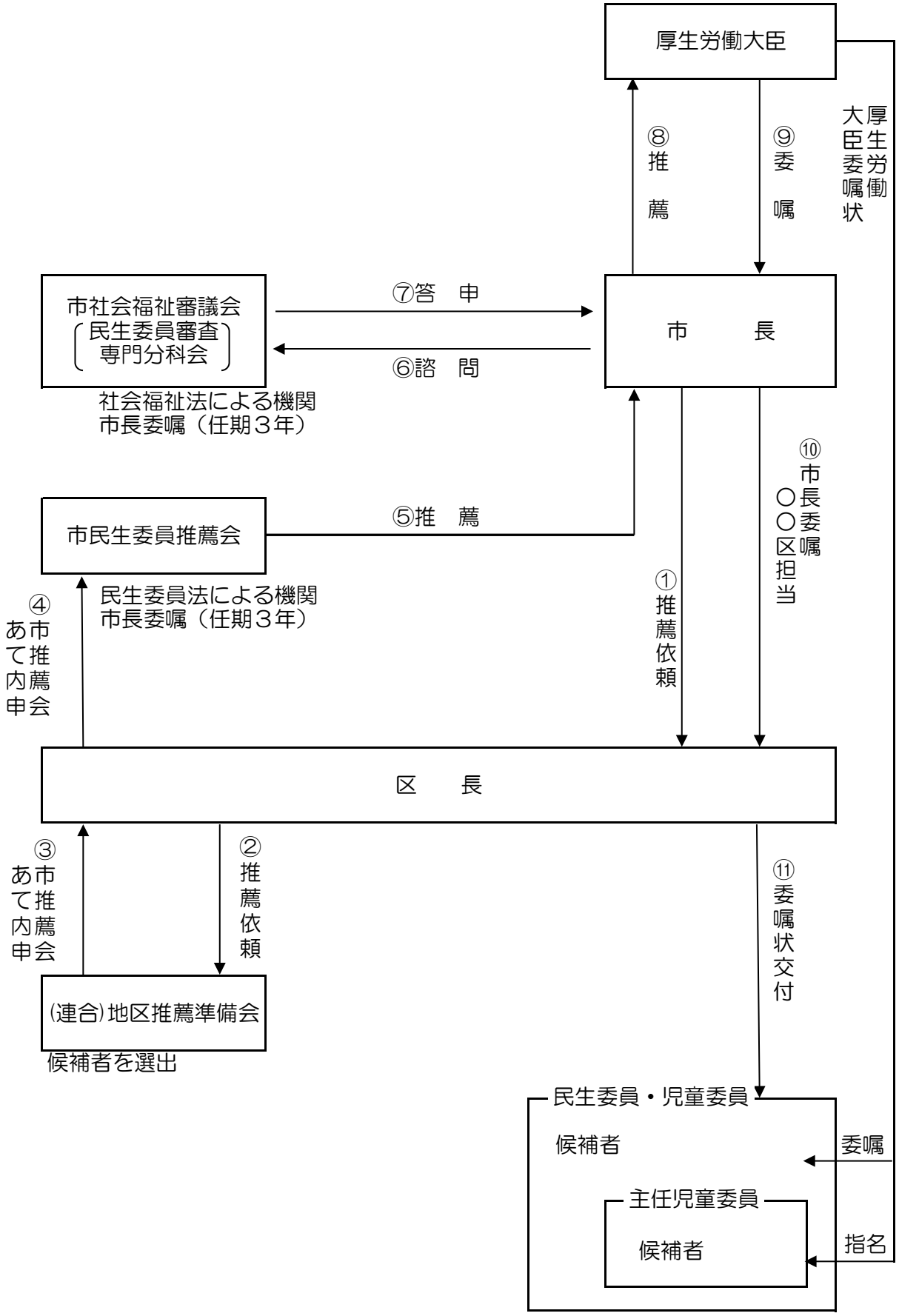

資料　3

民生委員・児童委員、主任児童委員の役割と活動

【民生委員・児童委員、主任児童委員とは】

○民生委員は、それぞれの地域において、常に住民の立場に立って相談に応じ、必要な支援を行い、社会福祉の増進に努める方々であり、「児童委員」を兼ねています。

○児童委員は、地域の子どもたちが元気に安心して暮らせるように、子どもたちを見守り、子育ての不安や妊娠中の心配ごとなどの相談・支援等を行います。

○主任児童委員は、児童福祉に関する事項を専門に担当する民生委員・児童委員です。

○横浜市では民生委員・児童委員は 200 から 440 世帯に１人、主任児童委員は地区民生委員児童委員協議会ごとに２人（地区の民生委員・児童委員の定数が 40 人以上の場合は３人）としています。

○現在は、横浜市全体で約 4,500 人の方が民生委員・児童委員（約 4,000 人）、主任児童委員（約 500 人）として委嘱され、活動しています。

【民生委員・児童委員の身分等】

○厚生労働大臣から委嘱され、横浜市長が担当区域を定める無報酬の非常勤特別職の地方公務員です。

○給与は支給していませんが、活動に必要な交通費等として、活動費を支給しています。

○民生委員・児童委員は、委嘱と同時に民生委員児童委員協議会及び社会福祉協議会の会員となり、会費をご負担いただきます。

【民生委員・児童委員の役割】

○日常的な見守りや訪問活動を通じて、支援が必要な方の状況を把握します。

○介護や子育て、日常生活の困りごとなど、地域住民の方の相談に応じ、必要な助言を行います。

○支援を必要とする方が福祉サービスや制度を適切に利用するために必要な情報を提供します。

○必要に応じて行政や関係機関などとのパイプ役になります。

【民生委員・児童委員の活動】

○地域住民が抱える問題について、相手の立場に立ち、相談を受けます。

○福祉の制度やサービスについて、その内容や情報を住民に提供します。

○住民が福祉サービスを必要とした場合、区福祉保健センターや地域ケアプラザ等に連絡し、必要な支援を行います。

○担当地区内の住民の実態や住民福祉ニーズを把握し、適切なサービスの提供が図られるよう支援します。

○住民の求める生活支援活動を行い、支援の体制を作っていきます。

○活動を通じて得た課題や改善点について関係機関などに意見を提起します。

【主任児童委員の活動】

○主に、地区を担当する民生委員・児童委員と連携して学校、児童相談所等、関係機関との連絡・調整を行います。

○民生委員・児童委員と連携して、子育て支援活動等を行います。

【守秘義務】

○民生委員・児童委員は、民生委員法で守秘義務が課せられています。

○個別の相談等を通じて知り得た個人の秘密は、民生委員・児童委員を辞めた後も、守る必要があります。

【民生委員・児童委員の地区組織】

○概ね連合町内会の区域を単位として、当該地区の全民生委員・児童委員を構成員とする地区民生委員児童委員協議会が組織され、関係機関との連絡・調整、情報交換、日ごろの活動や地域の福祉課題の検討などを行っています。

資料　４

横浜市民生委員・児童委員、主任児童委員の資格要件と推薦手続
（一斉改選）

<table>
<tr><th></th><th>民生委員・児童委員</th><th>主任児童委員</th></tr>
<tr><td>１．資格要件
①適任者</td><td colspan="2">横浜市会の議員の選挙権を有する 18 歳以上の方のうち、次に掲げる要件に当てはまる方を選任してください。
・ 福祉の仕事に理解と熱意があり、民生委員･児童委員（主任児童委員）活動に時間を割くことができる方
・ 人格識見ともに高く、円満な常識を持ち、健康である方
・ 担当する地域に居住し、住民の信頼があり、その地域の実情をよく知っているだけでなく、地域の誰もが気軽に相談に行けるような方
・ 民生委員･児童委員（主任児童委員）の職務を遂行する際に、個人情報の取扱いについて、十分配慮し適正な管理ができる方</td></tr>
<tr><td>②年齢要件
（基準日：令和４（2022）年４月１日）</td><td>◆新任　原則**６８歳**まで
候補者の選出が困難な場合、**７４歳**まで

◆再任・元職　**７４歳**まで</td><td>◆新任　原則**５４歳**まで
候補者の選出が困難な場合、**５８歳**まで

◆再任・元職　原則**６０歳**まで
候補者の選出が困難な場合、**６４歳**まで</td></tr>
<tr><td></td><td colspan="2">要件に変更はございません。
詳細は、別紙で説明します</td></tr>
<tr><td>③居住要件</td><td colspan="2">原則、担当地域内に居住する方</td></tr>
<tr><td>２．任期</td><td colspan="2">**3年**　現在の任期：令和４（2022）年１１月３０日まで
一斉改選の任期：令和７（2025）年１１月３０日まで</td></tr>
<tr><td>３．推薦主体</td><td>地区推薦準備会</td><td>連合地区推薦準備会</td></tr>
<tr><td>①設置の単位</td><td>主に自治会町内会を単位とします。</td><td>主に地区連合町内会を単位します。
（地区民児協を単位とします。）</td></tr>
<tr><td>②構成</td><td>推薦人５～１０人</td><td>推薦人５～１０人</td></tr>
<tr><td>③構成員
（推薦人）</td><td>自治会町内会の代表、地区民児協の代表、その他地域住民の福祉等に関係のある方
自治会町内会の代表と地区民児協の代表は、地区推薦準備会に必ず出席してください。</td><td>地区連合町内会の代表、地区民児協の代表、その他児童の福祉等に関係のある方
地区連合町内会の代表と地区民児協の代表は、連合地区推薦準備会に必ず出席してください。</td></tr>
<tr><td></td><td colspan="2">地域の福祉活動やボランティア活動の人材情報を幅広く集め、地区・連合地区推薦準備会で、適任者を選出します。</td></tr>
</table>

	民生委員・児童委員、主任児童委員共通
４．地区推薦準備会、連合地区推薦準備会開催	**開催までの準備** **・候補者の人選** 地区推薦準備会では民生委員・児童委員を、連合地区推薦準備会では主任児童委員候補者の人選を行い、候補者へ「候補者履歴書（指定の様式）」の作成を依頼します。 履歴書は、推薦準備会における審議資料として使用し、それ以外の目的には使用しないことを候補者に伝え同意を得てください。取扱いには十分注意してください。 **・推薦人の人選** 推薦準備会では推薦準備会推薦人を選出し、「地区・連合地区推薦準備会推薦人選出報告書（指定の様式）」を作成します。 ・開催の案内 推薦準備会の日時と場所を決定し、選出した推薦準備会推薦人の方々にお知らせします。 **開　催** ①開催条件の確認 自治会町内会（地区連合町内会）の代表及び地区民生委員児童委員協議会の代表が出席し、推薦人の半数以上が出席していることを確認します。 ②会議の進行 会議の座長を推薦人の互選により定め、座長は「地区・連合地区推薦準備会推薦人の方々にお願い」を読み上げ、会議の趣旨の徹底を図ります。 ③審議 主に次の点について審議します。 ・適任者の要件を満たしているか。 ・留意事項を確認しているか。 ・年齢要件、居住要件を満たしているか。 ・個人情報の取扱いについて十分配慮し、適正な管理ができるか。 ④会議録の作成 「地区・連合地区推薦準備会会議録（指定の様式）」を作成し、推薦人に署名をいただきます。 （主な記載事項） ・候補者氏名、会議の要旨、適任者としての確認事項等 会議は非公開とし、出席者は議事に関する秘密を厳守します。 **候補者の内申** 推薦準備会の終了後に、次の書類を区役所福祉保健課へ提出してください。 ・「民生委員・児童委員候補者履歴書」「主任児童委員候補者履歴書」 ・「地区・連合地区推薦準備会会議録」 ・「地区・連合地区推薦準備会推薦人選出報告書」

別　紙

民生委員・児童委員の年齢要件について

少子高齢化の加速や生活スタイルの変化等により、地域によっては、民生委員・児童委員の担い手確保が難しく、年齢要件を緩和してほしいとのご要望をいただいている地域があり、市としても課題と認識し、検討を進めてまいりました。

しかしながら、新型コロナウイルス感染症の影響でコミュニケーションを図ることが難しい状況もあり、引き続き、民生委員・児童委員の皆様と十分にご相談する必要があると考え、次期（令和４年 12 月）一斉改選では、年齢要件の見直しは行わないこととしました。

一方、次々期（令和７年 12 月）一斉改選のタイミングでは、団塊の世代が 75 歳以上となることから、充足率の維持が一層難しくなることが予想されます。

このため、新たな担い手の開拓とともに、元気な高齢者が活動できるよう、次々期一斉改選に向けて、引き続き、民生委員・児童委員の皆様とご相談していきます。

1　次期一斉改選（令和４年 12 月）の年齢要件

現行のとおり（※）

※新任の方：原則６８歳まで　候補者の選出が困難な場合は７４歳まで

再任・元職の方：７４歳まで

【これまでの検討状況について】

- 令和２年度から３年度にかけて、年齢要件の見直しについて、市民生委員児童委員協議会（市民児協）三役、理事の皆様へのご相談や、区局で意見交換をしてきましたが、見直しについては賛否が分かれていました。
- 民生委員・児童委員の皆様の中にも、候補者となる方の選択肢が増えるので、年齢要件を緩和してほしいというご意見があります。一方、定年がないと推薦を断りづらい、現行の定年までは受ける気持ちがあるが、定年を延ばされてしまうとモチベーション維持が難しくなるといった理由などから反対のご意見もありました。
- このようなご意見を踏まえ市民児協として検討をいただいた結果、令和３年４月に、次期一斉改選での年齢要件は変更しないこととしたいとのご意見をいただきました。
- 市としては、年齢要件の見直しは、現在の民生委員・児童委員の皆様のご理解をいただいたうえで進めていくことが重要であると考えています。
- 特に令和２、３年度は、新型コロナウイルス感染症の影響で、行政、地域の皆様とともに、コミュニケーションを十分に図ることが難しい状況でありました。そのため、次期（令和４年 12 月）一斉改選での年齢要件の見直しは行わないこととし、引き続き、次々期（令和７年 12 月）一斉改選に向けた検討・意見交換を進めていくこととしました。

【今後に向けて】

・　市として、民生委員・児童委員の現在の年齢構成や今後の見通しなどをお示ししながら、ご理解いただける年齢要件の見直しの範囲などについて、民生委員・児童委員の皆様と意見交換を行います。また、地域の皆様にもわかりやすい運用方法などの検討を進めていきます。併せて、民生委員・児童委員の活動内容の改善等についても取り組んでいきます。

２　次期一斉改選（令和４年 12 月）に向けた活動支援策等

新たな担い手の開拓や継続して活動しやすい環境づくりなど、市民児協とも連携し、区局で次のような取組を進めます。

・自治会町内会の候補者推薦への支援
　新たな候補者探しに向けた民生委員・児童委員のＰＲ・広報
　自治会町内会長の皆様向けの説明会　等
・民生委員・児童委員の活動しやすい環境づくり
　協力員などサポーターの活用、ＩＣＴの活用推進等、各区の実情に応じた取組への支援
・民生委員・児童委員の活動ＰＲ
　「民生委員・児童委員」リーフレットの活用・周知
　横浜市版民生委員・児童委員キャラクター「よこはまミンジ―」の周知　等

※民生委員・児童委員→民生委員と表記

資料5

備考欄の「◎」は、前回改選の際、書類を提出していただいた自治会町内会（＝「主たる自治会町内会」）です。**「主たる自治会町内会」は、関係する自治会町内会で協議のうえお決めください。**

豊田地区

民生委員の担当地区	推薦委員数	自治会・町内会	備考
長沼第１	1	長沼町内会	
長沼第２	1	長沼町内会	◎
		かいがら坂ﾊｲﾂ自治会	
長沼第３	1	長沼町内会	
長沼第４	1	ｺｰﾌﾟ野村戸塚長沼自治会	
		長沼町内会	◎
飯島第１	1	飯島町内会	
飯島第２	1	飯島町内会	
飯島第３	1	飯島町内会	
飯島第４	1	飯島町内会	◎
		芙蓉台自治会	
飯島第５	1	飯島町内会	
飯島第６	1	飯島町内会	
		飯島ひかりが丘自治会	◎
飯島第７	1	飯島町内会	◎
		富士見台自治会	
飯島第８	1	百合ケ丘自治会	◎
		みどり野ハイツ自治会	
飯島第９	1	飯島町内会	
		ﾆｭｰｼﾃｨ本郷台ﾊﾟｰｸﾋﾙｽﾞ自治会	◎
ワンダースケープ	1	ワンダースケープ自治会	
エコヒルズ	1	エコヒルズ横浜自治会	
飯島団地Ａ	1	飯島団地自治会	
飯島団地Ｂ	1	飯島団地自治会	
飯島団地Ｃ	1	飯島団地自治会	
富士見台	1	富士見台自治会	◎
		栄リベラヒルズ自治会	
本郷台第１	1	本郷台自治会	
本郷台第２	1	本郷台自治会	
本郷台第３	1	本郷台自治会	
本郷台第４	1	本郷台自治会	
本郷台第５	1	本郷台自治会	
金井	1	金井町内会	
田谷南	1	田谷町内会	
田谷北	1	田谷町内会	
長尾台東部	1	長尾台町内会	
長尾台西部	1	田谷町内会	
		長尾台町内会	◎
主任児童委員	2	豊田連合町内会自治会	

31

笠間地区

民生委員の担当地区	推薦委員数	自治会・町内会	備考
笠間第１	1	笠間通り町町内会	
笠間第２	1	笠間通り町町内会	
笠間第３	1	笠間通り町町内会	
		松ヶ丘町内会	◎
笠間第４	1	笠間上町町内会	◎
		笠間山王町内会	
笠間第５西	1	笠間余曽根町内会	
笠間第５東	1	ライブタウン大船自治会	◎
		笠間宮上町内会	
笠間第６	1	笠間町内会	
笠間第７	1	笠間中央町内会	
笠間第８	1	笠間田立町内会	
笠間第９	1	笠間田立町内会	
笠間第１０	1	笠間西南町内会	
		笠間福住町内会	◎
笠間第１１	1	第３大船ﾊﾟｰｸﾀｳﾝ自治会	
笠間第１２	1	大船パークタウン自治会	◎
		第２大船ﾊﾟｰｸﾀｳﾝ自治会	
ｶﾞｰﾃﾞﾝｱｿｼｴ１区	1	ガーデンアソシエ自治会	
ｶﾞｰﾃﾞﾝｱｿｼｴ２区	1	ガーデンアソシエ自治会	
ｶﾞｰﾃﾞﾝｱｿｼｴ３区	1	ガーデンアソシエ自治会	
ｶﾞｰﾃﾞﾝｱｿｼｴ４区	1	ガーデンアソシエ自治会	
主任児童委員	2	笠間連合町内会自治会	

19

小菅ヶ谷地区

民生委員の担当地区	推薦委員数	自治会・町内会	備考
小菅ケ谷第１	1	小菅ケ谷町内会	
小菅ケ谷第２	1	小菅ケ谷町内会	
小菅ケ谷第３	1	小菅ケ谷町内会	
小菅ケ谷第４	1	小菅ケ谷五月会	◎
		小菅ケ谷町内会	
小菅ケ谷第５	1	小菅ケ谷町内会	
小菅ケ谷大坪	1	春日町内会	◎
		小菅ケ谷睦会町内会	
小菅ケ谷第１町内会Ａ	1	小菅ケ谷第一町内会	
小菅ケ谷第１町内会Ｂ	1	小菅ケ谷第一町内会	
小菅ケ谷第１町内会Ｃ	1	小菅ケ谷第一町内会	
小菅ケ谷第１町内会Ｄ	1	小菅ケ谷第一町内会	
小菅ケ谷西谷戸南	1	小菅ケ谷西谷戸町内会	
小菅ケ谷西谷戸中	1	小菅ケ谷西谷戸町内会	
小菅ケ谷西谷戸北	1	小菅ケ谷西谷戸町内会	
小菅ケ谷ランド	1	本郷台中央自治会	
東武本郷台	1	東武本郷台自治会	
小山台西	1	小山台町内会	
小山台東	1	小山台町内会	
市営小菅ケ谷住宅	1	市営小菅ケ谷住宅自治会	
住宅公団Ａ	1	本郷台駅前市街地住宅自治会	
住宅公団Ｂ	1	本郷台駅前市街地住宅自治会	
市営本郷台住宅	1	市営本郷台住宅自治会	
大船富士見台自治会	1	大船富士見台自治会	
市営小菅ケ谷第２住宅	1	市営小菅ケ谷第二住宅自治会	
主任児童委員	2	小菅ヶ谷連合町内会自治会	

25

本郷中央地区

民生委員の担当地区	推薦委員数	自治会・町内会	備考
公田第１	1	桂公田町会	◎
		ｸﾞﾘｰﾝﾃﾗｽ本郷台自治会	
公田第２	1	桂公田町会	◎
		椎郷台町内会	
公田第３	1	桂公田町会	
公田第４	1	桂公田町会	
公田第５	1	桂公田町会	
コープ野村湘南本郷台	1	ｺｰﾌﾟ野村湘南本郷台自治会	
コープ野村本郷台	1	コープ野村本郷台自治会	
桂第１	1	桂公田町会	
桂第２	1	桂公田町会	
桂第３	1	桂公田町会	
桂第４	1	桂公田町会	
公田ハイツ	1	公田ハイツ自治会	
朝日平和台	1	朝日平和台自治会	
湘南ハイツ南	1	湘南ハイツ自治会	
湘南ハイツ中央	1	湘南ハイツ自治会	
湘南ハイツ北	1	湘南ハイツ自治会	
公田団地第１	1	公田町団地自治会	
公田団地第２	1	公田町団地自治会	
公田団地第３	1	公田町団地自治会	
公田団地第４	1	公田町団地自治会	
桂台第１	1	桂台自治会	
桂台第２	1	桂台自治会	
桂台第３	1	桂台自治会	
桂台団地	1	桂台団地自治会	
フローラ桂台	1	フローラ桂台自治会	
湘南桂台第１	1	湘南桂台自治会	
湘南桂台第２	1	湘南桂台自治会	
湘南桂台第３	1	湘南桂台自治会	
湘南桂台第４	1	湘南桂台自治会	
湘南桂台第５	1	湘南桂台自治会	
主任児童委員	2	本郷中央連合町内会自治会	

32

本郷第三地区

民生委員の担当地区	推薦委員数	自治会・町内会	備考
若竹第１	1	若竹町内会	
若竹第２	1	若竹山手町会	
		ラーバン港南台自治会	◎
若竹第３	1	若竹町内会	
元大橋第１	1	元大橋町内会	
元大橋第２	1	元大橋町内会	
元大橋第３	1	元大橋町内会	
元大橋第４	1	元大橋町内会	
鍛冶ヶ谷第１	1	鍛冶ヶ谷町内会	
鍛冶ヶ谷第２	1	鍛冶ヶ谷町内会	
鍛冶ヶ谷第３	1	鍛冶ヶ谷町内会	
鍛冶ヶ谷第４	1	鍛冶ヶ谷町内会	
鍛冶ヶ谷第５	1	鍛冶ヶ谷町内会	
ﾛｰﾚﾙｽｸｴｱ港南台	1	ﾛｰﾚﾙｽｸｴｱ港南台自治会	
中野町第１	1	中野町内会	
中野町第２	1	本郷富士見ケ丘自治会	◎
		中野町内会	
		桂台自治会	
中野町第３	1	中野町内会	
プリンスハイツ北	1	港南台ﾌﾟﾘﾝｽﾊｲﾂ自治会	
プリンスハイツ南	1	港南台ﾌﾟﾘﾝｽﾊｲﾂ自治会	
主任児童委員	2	本郷第三連合町内会	

20

上郷西地区

民生委員の担当地区	推薦委員数	自治会・町内会	備考
亀井町第１	1	亀井町自治会	
亀井町第２	1	亀井町自治会	
尾月第１	1	尾月自治会	
尾月第２	1	尾月自治会	
犬山町第１	1	犬山町会	
犬山町第２	1	犬山町会	
犬山町第３	1	犬山町会	
犬山町第４	1	犬山町会	
上之町第１	1	上之町内会	
上之町第２	1	上之町内会	
上之町第３	1	上之町内会	
野七里第１	1	上郷西ヶ谷ハイツ自治会	
野七里第２	1	上郷西ヶ谷団地自治会	
野七里第３	1	上郷西ヶ谷ハイツ自治会	
港南台ｺｰﾄﾊｳｽ	1	港南台ｺｰﾄﾊｳｽ自治会	
主任児童委員	2	上郷西連合町会	

17

上郷東地区

民生委員の担当地区	推薦委員数	自治会・町内会	備考
上郷町第１Ａ	1	上郷町内会	
上郷町第１Ｂ	1	上郷町内会	
上郷町第２	1	上郷町内会	
上郷町第３	1	上郷町内会	
東上郷町第１Ａ	1	みどりが丘自治会	
東上郷町第１Ｂ	1	みどりが丘自治会	
東上郷町第２	1	東上郷青葉ケ丘自治会	
東上郷町第３	1	上郷台共同住宅自治会	
庄戸第１	1	庄戸一丁目町会	
庄戸第２	1	庄戸二丁目町会	
庄戸第３	1	庄戸三丁目町会	
庄戸第４	1	庄戸四丁目町会	
庄戸第５	1	庄戸五丁目町会	
長倉町	1	長倉町自治会	
ネオポリス第１	1	上郷ネオポリス自治会	
ネオポリス第２	1	上郷ネオポリス自治会	
ネオポリス第３	1	上郷ネオポリス自治会	
主任児童委員	2	上郷東連合町会	

19

さかえ民児協だより

発行：栄区民生委員児童委員協議会　事務局：栄区桂町 303-19 栄区役所福祉保健課内
電話：894-6963　FAX：895-1759
発行責任者：本田 桂子

民生委員・児童委員、主任児童委員

一斉改選

2022年12月1日

民生委員は、民生委員法に基づき、厚生労働大臣から委嘱された非常勤特別職（無報酬）の地方公務員です。
民生委員は、児童福祉法に定める児童委員を兼ねており、そのうち、主任児童委員は、児童福祉に関することを専門的に担当しています。
任期は3年（再任可）で、令和4年は一斉改選が行われます。

委員となるまで

地域（自治会町内会等）から、福祉の仕事に理解と熱意があり、
地域の実情をよく知る方など適任者を推薦していただき、
市民生委員推薦会等を経て厚生労働大臣から委嘱されます。

横浜市版民生委員・児童委員キャラクター
「よこはまミンジー」

委員の役割

民生委員・児童委員、主任児童委員は、地域の中で、お困り事や心配事の相談に応じ、
専門機関等につなげる「つなぎ役」としての役割を担っています。

- 相談と情報の提供
- 見守り
- 関係機関への連絡、つなぎ
- 生活支援・調整

民生委員・児童委員、主任児童委員が推薦されるまで

民生委員・児童委員は主に自治会町内会単位の「地区推薦準備会」、主任児童委員は地区連合町内会単位の「連合地区推薦準備会」が開催され、それぞれの準備会で候補者の選出・推薦が行われます。

【 委嘱までのながれ 】

6～8月
地区推薦準備会、連合地区推薦準備会

▼

栄区長

▼

10月
市民生委員推薦会

▼

市長 ↔ 市社会福祉審議会

▼

11月
厚生労働大臣

地区推薦準備会、連合地区推薦準備会とは

自治会町内会・地区連合町内会・地区民生委員児童委員協議会・その他地域団体などの代表からなる5～10人の推薦人で構成されます。

候補者の年齢要件
（基準日：2022年4月1日）

民生委員・児童委員

68歳までの方
（候補者の選出が困難な場合や再任の場合は74歳まで）

主任児童委員

・新任▸54歳までの方
（候補者の選出が困難な場合は58歳まで）
・再任▸60歳までの方
（候補者の選出が困難な場合は64歳まで）

民生委員・児童委員、主任児童委員に関する問合せ先

栄区役所福祉保健課　運営企画係（新館3階304窓口）
電話：894-6963　FAX：895-1759

資料９

栄区連会５月定例会資料
令和４年５月２０日
福　祉　保　健　課

市内及び区内における新型コロナウイルス感染症患者の確認について

市内及び区内での新型コロナウイルス感染症患者発生状況（4 月 17 日～5 月 18 日まで）

曜　　日	日	月	火	水	木	金	土	週計	週平均
月　　日	4月17日	4月18日	4月19日	4月20日	4月21日	4月22日	4月23日		
横浜市	1,581	1,274	1,332	784	425	1,017	1,611	8,024	1,146
栄　区	35	31	25	14	16	20	36	177	25
月　　日	4月24日	4月25日	4月26日	4月27日	4月28日	4月29日	4月30日		
横浜市	1,124	1,080	1,126	869	476	825	1,339	6,839	977
栄　区	23	35	32	15	8	12	36	161	23
月　　日	5月1日	5月2日	5月3日	5月4日	5月5日	5月6日	5月7日		
横浜市	976	784	344	546	489	488	621	4,248	607
栄　区	11	19	7	9	12	8	14	80	11
月　　日	5月8日	5月9日	5月10日	5月11日	5月12日	5月13日	5月14日		
横浜市	459	466	960	659	447	797	944	4,732	676
栄　区	9	8	21	16	14	17	25	110	16
月　　日	5月15日	5月16日	5月17日	5月18日	5月19日	5月20日	5月21日		
横浜市	770	734	804	588				2,896	414
栄　区	30	25	25	14				94	13

※感染者数は**横浜市記者発表資料の数値**

※最終週は 4 日間(5 月 15 日～18 日)の合計、週ベースでの平均値です。

栄区福祉保健課　齋藤
電話　894-6905

裏面あり

《参考》

【栄区の感染状況（令和 3 年 12 月 26 日～)】

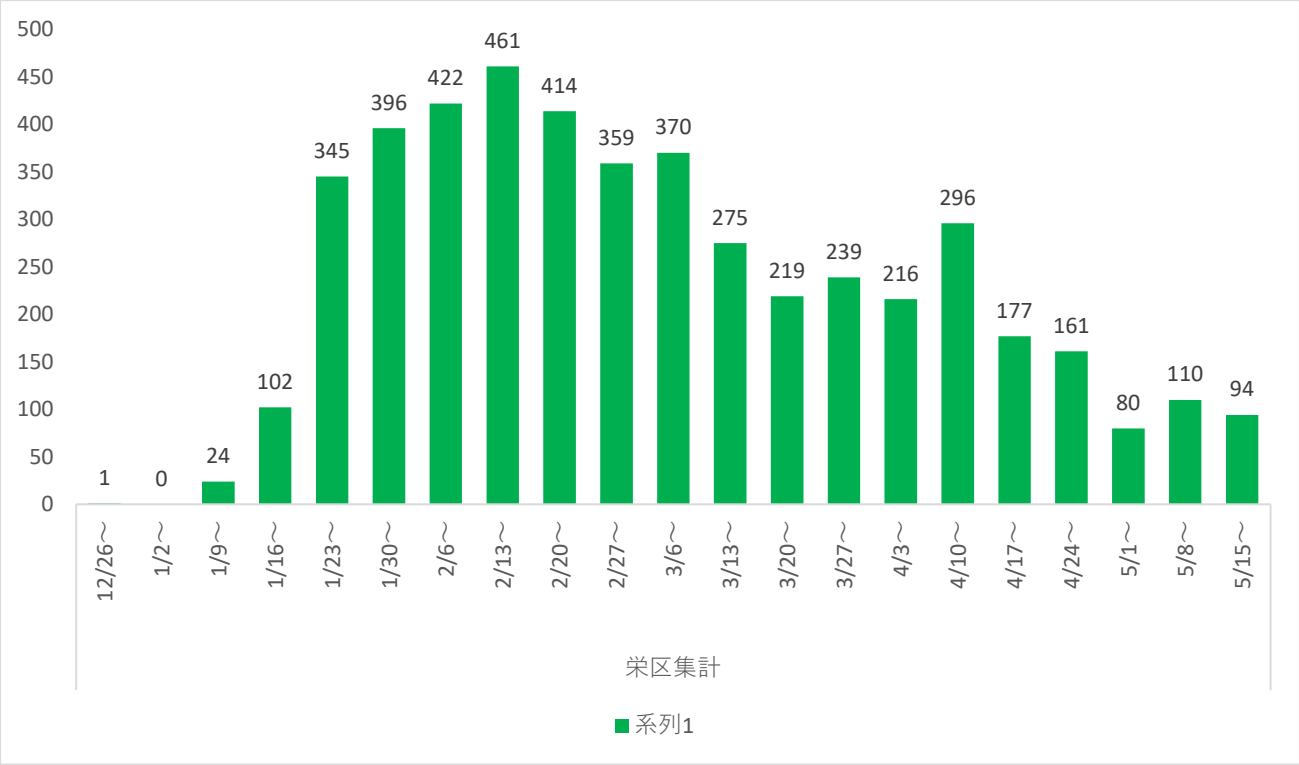

【横浜市の感染状況（令和 3 年 12 月 26 日～)】

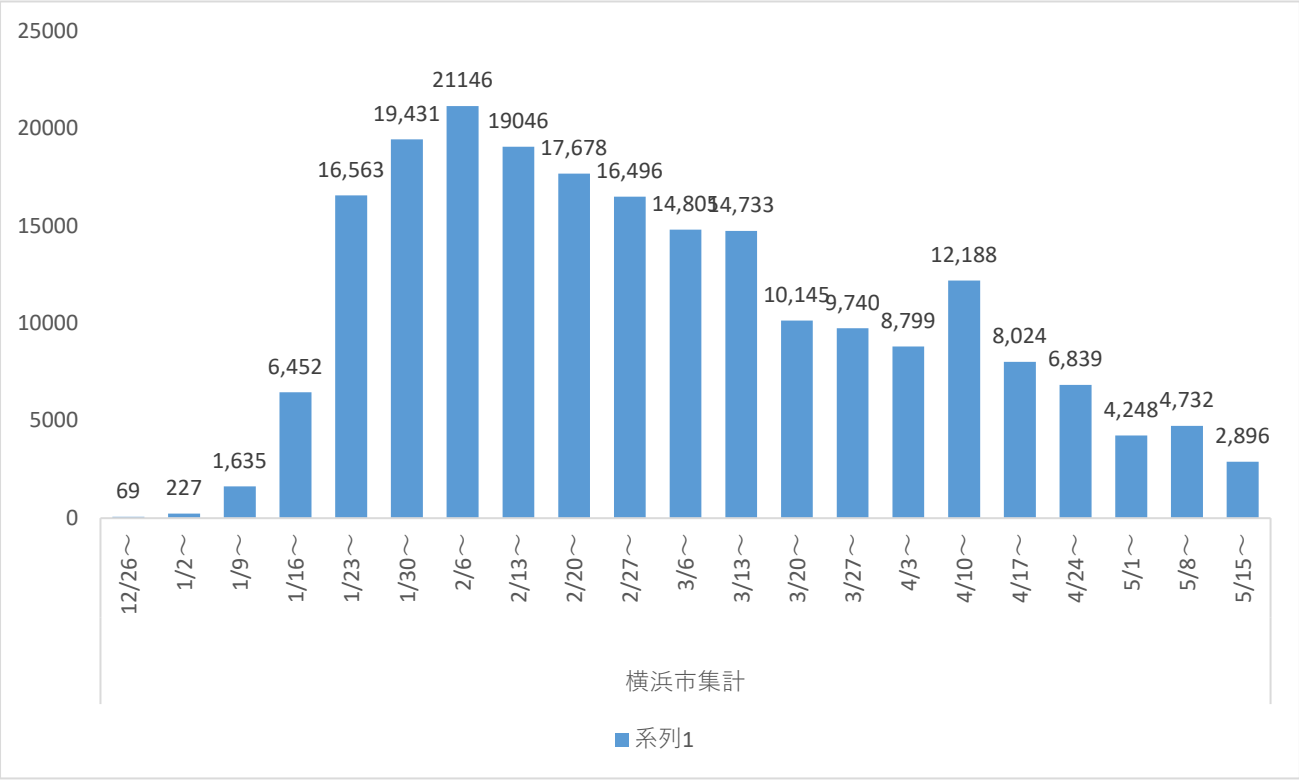

資料No. 10

区連会５月定例会資料
令和４年５月 20 日
戸　　籍　　課

マイナンバーカード申請サポートの実施について

1　趣旨

マイナンバーカードを初めて申請される方を対象に、区役所及び区内各所で、顔写真の撮影などの申請のサポートを実施します。申請サポートの所要時間は写真撮影を含み15 分程度で、無料でお手続きいただけます。

2　申請サポートの実施内容

(1) マイナンバーカードの申請書の記入をお手伝いします。

・お越しいただく際には、お手元のマイナンバーカードの申請書※をお持ちいただくとお手続きがスムーズです。

マイナンバーカードの申請書は、以下の方法でお届けしています。

○マイナンバー通知カードまたは個人番号通知書に同封 ○Ｒ３年２月～３月にかけて、カード未申請の方向けに郵送（75 歳未満の方のみ） ○Ｒ４年２月中～下旬にかけて、カード未申請の方向けに郵送（75 歳以上の方のみ）

・申請書をお持ちでない方が、区役所以外のサポート会場で申請される場合は、ご自身のマイナンバー（12 桁）が必要となります。通知カードなどであらかじめご確認ください。

(2) 顔写真を撮影します

マイナンバーカードに表示する顔写真を無料で撮影、印刷し、申請書に貼付けます。

(3) 申請書送付用の封筒をお渡しします

郵送料無料の封筒をお渡しします。(申請書を封筒に入れ、ポストに投函してください。)

3　実施場所

(1) 栄区役所（本館１階　戸籍課 15 番窓口）

【日時】区役所開庁日

平日：９時から 16 時まで

第二・四土曜：９時から 11 時まで

(2) 豊田地区センター

【日時】令和４年６月 10 日（金)、11 日（土)、12 日（日)、18 日（土)

平日：11 時 45 分から 19 時 15 分まで

土日：９時 00 分から 16 時 30 分まで

(3) SAKAESTA（さかえすた)

【日時】令和４年７月８日（金）～12 日（火)

平日：11 時 45 分から 19 時 15 分まで

土日：９時 30 分から 16 時 30 分まで

※ ご自宅に申請書が見当たらず、ご自身のマイナンバーも不明な方は、栄区役所にお越しください。

4　マイナンバーカードの受取について

申請から概ね１か月程度で、「交付通知書（はがき)」を栄区役所戸籍課からお送りします。はがきの案内に沿って、上大岡マイナンバーカード特設センター（予約制）又は栄区役所戸籍課（予約不要）でお受け取りください。

※区役所以外の申請サポート会場では、マイナンバーカードの受取はできません。

5　注意事項

・栄区にお住まいの方を対象として実施します。

・マイナンバーカードを初めて申請される方が対象となります。

6　今後の実施予定

区内の下記施設にて、７月以降に申請サポートを実施予定です。

・野七里テラス

・イトーヨーカドー桂台店

（担当)

栄区役所戸籍課登録担当　今西

電話：894-8345　　FAX：894-3413

E メール：sa-koseki@city.yokohama.jp

令和4年度
二輪車交通事故防止強化月間
暴走族追放強化月間
横浜市実施要綱

目　的

多発する二輪車の交通事故を防止するため、二輪運転者の交通安全意識を高める運動を市民総ぐるみで展開するとともに、暴走族（四輪を含む）追放気運を醸成して暴走族への加入防止と離脱の促進を図ります。

期　　間

令和４年６月１日（水）～６月30日（木）の１か月間

スローガン

運転に　ゆとり　やさしさ　思いやり
暴走は　しない　させない　ゆるさない！

運動の重点

１　二輪車の交通事故防止
２　暴走族の追放

◆◇◆令和３年中二輪車関係事故発生状況（区別）◆◇◆

	件数（件）	構成率	死者（人）	負傷者（人）		件数（件）	構成率	死者（人）	負傷者（人）
鶴見区	177	30.8%	1	156	金沢区	208	36.9%	0	190
神奈川区	161	33.8%	2	141	港北区	160	30.9%	0	141
西区	68	28.7%	0	61	緑区	99	25.3%	0	87
中区	120	27.2%	0	113	青葉区	159	25.9%	3	141
南区	120	33.2%	0	104	都筑区	122	26.9%	1	115
港南区	129	29.8%	0	106	戸塚区	238	37.2%	1	208
保土ケ谷区	158	34.8%	0	138	栄区	83	41.1%	0	79
旭区	192	37.0%	0	175	泉区	90	34.0%	1	87
磯子区	143	39.0%	2	127	瀬谷区	111	29.6%	0	104

	件数	全事故に占める割合	死者	全事故に占める割合	負傷者	全事故に占める割合
横浜市内全体	2,538件	32.2%	11人	30.6%	2,273人	25.3%

横　浜　市　交　通　安　全　対　策　協　議　会

各機関・団体の主な取組

共通事項

・「運動の重点」に基づき、今後の新型コロナウイルス感染症の状況等に応じ、市民の命を守ることを第一に、地域等の実態に即した各種交通安全活動を積極的に推進します。
・関係機関・団体の職員等に、暴走族追放条例・基本指針及びこの運動について周知を図ります。

横浜市・区

・幅広い年齢層を対象に交通安全のための各種イベントを開催して、暴走族追放及び二輪車事防止気運を盛り上げます。
・地域ぐるみで暴走族追放のための気運が醸成されるよう各種施策を推進します。

警察

・重大事故に直結する悪質性、危険性及び迷惑性の高い違反の指導取締りを強化します。
・二輪車指定路線に白バイを集中投入し、街頭活動を強化します。
・二輪車を通勤や業務で使用する事業所等に対する二輪車安全運転講習を積極的に推進します。
・二輪車用プロテクターやエアバッグジャケットなどの着用を促進するための広報啓発を推進します。
・暴走族の取締りを強化するとともに、暴走族相談員による加入防止・離脱促進や少年相談員等による立直り支援など関係機関・団体と連携し、暴走族追放のための施策を強力に推進します。
・交通情報板等を活用して、この運動の周知と交通安全の啓発を推進します。

交通安全協会

・暴走族・二輪車の無謀運転追放のキャンペーンなどを実施し、地域住民に対する交通安全意識と暴走族追放気運の醸成を図ります。
・地域における暴走族への加入防止や追放の取組みを推進します。
・家庭における交通安全の話し合いを奨励するとともに「交通安全ひとこえ運動」を推進します。
・二輪車安全運転講習などの交通安全教育の場への積極的な参加を呼びかけます。

教育関係

・神奈川県学校交通安全教育推進会議が推進する「みんなの交通安全教育推進運動『スタートかながわ』」の理念を踏まえ、交通社会の一員として思いやりと責任ある行動がとれるよう、教育活動全体を通して交通安全教育を推進します。
・暴走族の反社会性や暴走の危険、迷惑性などについて指導するとともに、「暴走族に入らない」、「見に行かない」など具体的な指導を行います。

道路管理者・鉄道事業者

・二輪車事故を防止するための交通安全施設などの整備を図ります。
・道路情報板、駅広報、車内広報等を活用して、この運動の周知と交通安全の啓発を推進します。

地域

・二輪車安全運転講習会など交通安全教育の場へ積極的に参加しましょう。
・通勤・通学時の安全運転など、地域ぐるみで交通安全の「ひとこえ」をかけましょう。
・暴走族は、なぜいけないのか、迷惑で危険なのかなどを地域で話し合いましょう。
・地域における様々な取組を通じて暴走族追放の気運を高め、暴走族を許さない環境づくりをしましょう。

横浜市交通安全対策協議会
（事務局）横浜市道路局交通安全・自転車政策課
電話０４５（６７１）２３２３

資料No. 12

区連会５月定例会資料
令和４年５月20日
区連会事務局

令和4年度栄区連合町内会役員の選任について（案）

※敬称略

役職名	氏名 （地区）
会長	細田　利明 （本郷中央連合町内会自治会長）
副会長	芦川　弘 （上郷東連合町会長）
幹事	田中　健次 （小菅ヶ谷連合町内会自治会長）
幹事	山田　直樹 （本郷第三連合町内会長）
幹事	黒木　さち子 （上郷西連合町会長）
会計監査	横川　惠 （豊田連合町内会自治会長）
会計監査	指田　弘 （笠間連合町内会自治会長）

令和４年度 各地区連合町内会長の兼務する各種団体の委員等

各　種　団　体　名	役　職　名	就　任　者 (敬称略)
栄区社会福祉協議会	理　　事	田　中
	評　議　員	横　川　・　山　田
神奈川県共同募金会 栄区支会	支　会　長	細　田
	副　支　会　長	山　田　・　黒　木
	委　　員	田　中　・　芦　川 横　川　・　指　田
栄区社会福祉協議会 さかえふれあい助成金 配分審査会	委　　員	細　田　・　芦　川
日本赤十字神奈川県支部 横浜市地区本部 栄区地区委員会	副　委　員　長	田　中
	監　　事	黒　木　・　芦　川
	委　　員	細　田　・　山　田 横　川　・　指　田
栄区社会福祉協議会 ボランティアセンター運営委員会	委　　員	横　川
栄区更生保護協会	副　会　長	細　田
	監　　事	黒　木
栄区明るい選挙 推進協議会	副　会　長	芦　川
	委　　員	黒　木
栄区地域と学校の協働事業推進協議会	会　　長	山　田
	委　　員	指　田
栄防犯協会		細　田 芦　川　・　田　中 山　田　・　黒　木 横　川　・　指　田
NPO法人さかえ区民活動支援協会	理　　事	田　中
栄交通安全協会	理　　事	指　田
読書活動推進連絡会議	委　　員	横　川